

宣議第490号  
令和4年9月23日

議長

上地 安之 殿

経済建設常任委員会  
委員長 宮城 克

委員会審査結果について（報告）

第442回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期間 期日	会議 月日	備考
令和4年 3月3日	令和4年 3月3日	議案第4号、議案第12号、議案第7号、議案第15号、 議案第11号、議案第8号、議案第16号、議案第17号、 議案第29号、議案第22号
令和4年 3月4日	令和4年 3月4日	議案第26号、議案第24号、議案第28号、陳情第79号、 議案第22号、議案第4号、議案第7号、議案第8号、 議案第11号、議案第12号、議案第15号、議案第16号、 議案第17号、請願第6号、請願第11号、 陳情第9号、陳情第15号、陳情第31号、陳情第56号、 陳情第60号、陳情第61号、陳情第64号、陳情第66号、 陳情第67号、陳情第68号、陳情第69号、 陳情第70号、陳情第71号、陳情第72号、陳情第73号、 陳情第74号、陳情第75号、陳情第76号、陳情第79号
会議日数 2日間		

## 2. 会議事項

議案番号	件名	付託月日	議決月日	結果
議案第4号	令和3年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	令和4年3月2日	令和4年3月4日	原案可決
議案第7号	令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)	令和4年3月2日	令和4年3月4日	原案可決
議案第8号	令和3年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第2号)	令和4年3月2日	令和4年3月4日	原案可決
議案第11号	令和4年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算	令和4年3月2日	令和4年3月4日	原案可決
議案第12号	令和4年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算	令和4年3月2日	令和4年3月4日	原案可決
議案第15号	令和4年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算	令和4年3月2日	令和4年3月4日	原案可決
議案第16号	令和4年度宜野湾市水道事業会計予算	令和4年3月2日	令和4年3月4日	原案可決
議案第17号	令和4年度宜野湾市下水道事業会計予算	令和4年3月2日	令和4年3月4日	原案可決
議案第22号	宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	令和4年3月2日	令和4年3月4日	原案可決
議案第24号	宜野湾市学習等供用施設及びコミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	令和4年3月2日	令和4年3月4日	原案可決
議案第26号	宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について	令和4年3月2日	令和4年3月4日	原案可決
議案第28号	新城地区学習等供用施設の指定管理者の指定について	令和4年3月2日	令和4年3月4日	同意
議案第29号	字の区域の変更と町(丁目)の新設について	令和4年3月2日		原案可決

請　願 第 6 号	宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願	令和元年 12月6日	—	継　續 審　查
請　願 第 11 号	嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のP F A S汚染水の取水を止める請願	令和2年 9月8日	—	継　續 審　查
陳　情 第 9 号	比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情	平成30年 12月6日	—	継　續 審　查
陳　情 第 15 号	公契約条例の制定を求める陳情	令和元年 6月10日	—	継　續 審　查
陳　情 第 31 号	公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情	令和2年 3月3日	—	継　續 審　查
陳　情 第 56 号	公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情	令和3年 9月10日	—	継　續 審　查
陳　情 第 60 号	トロピカルビーチの整備について	令和3年 12月9日	—	継　續 審　查
陳　情 第 61 号	宜野湾市を中心とした交通網の整備について	令和3年 12月9日	—	継　續 審　查
陳　情 第 64 号	ごみ箱と外灯の追加設置について	令和3年 12月9日	—	継　續 審　查
陳　情 第 66 号	大山小裏・大謝名小周辺の細道について	令和3年 12月9日	—	継　續 審　查
陳　情 第 67 号	犬のふんの放置改善について	令和3年 12月9日	—	継　續 審　查
陳　情 第 68 号	ニトリ大山店から伊佐のKMマンションまでの街灯設置について	令和3年 12月9日	—	継　續 審　查
陳　情 第 69 号	バス停への電子掲示板設置について	令和3年 12月9日	—	継　續 審　查
陳　情 第 70 号	交通手段の増加・拡大について	令和3年 12月9日	—	継　續 審　查

陳 情 第71号	森川公園内のバスケットコートとスケボーパーク設置について	令和3年 12月9日	—	継 續 審 査
陳 情 第72号	ごみ箱設置について	令和3年 12月9日	—	継 續 審 査
陳 情 第73号	城山団地内丁字路へのカーブミラー追加について	令和3年 12月9日	—	継 續 審 査
陳 情 第74号	市道長田5号へのロードハング設置について	令和3年 12月9日	—	継 續 審 査
陳 情 第75号	市道長田13号の全面改修について	令和3年 12月9日	—	継 續 審 査
陳 情 第76号	市道長田1号全面改修について	令和3年 12月9日	—	継 續 審 査
陳 情 第79号	運転代行業者への事業継続緊急支援措置を求める陳情	令和4年 3月2日	—	継 續 審 査

## 経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 令和4年3月3日（木）1日目

午前10時00分 開会  
午後 4時25分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	宮城克	副委員長	米須清正
委員	濱元朝晴	委員	宮城司
委員	又吉亮	委員	真喜志晃一
委員	伊佐哲雄		

○欠席委員（0名）

○説明員（19名）

建設部長	又吉直広	市街地整備課 課長	宮城政勝
市街地整備課 市街地整備担当技幹	普天間朝信	市街地整備課 計画係長	永山拓朗
市街地整備課 工事係長	上原力	市街地整備課 主任主事	伊佐真也
市街地整備課 技師	大城すず香	上下水道局 次長	新垣勉
総務企画課 経理係長	喜友名達矢	業務サービス課 課長	玉元智
水道施設課 課長	高宮城淳	水道施設課 水道整備係長	石川純
下水道施設課 課長	城間勝也	下水道施設課 下水道整備係長	山内智博
市民経済部 次長	伊佐真	市民課 課長	野村齊
市民課 記録係長	比嘉祐子	行政改革推進室 室長	宮城恵美
行政改革推進室 行政改革推進担当主査	中村誠		

○参考人（0名）

○議会事務局職員出席者

主任主事	渡嘉敷真
------	------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第 4 号 令和 3 年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- (2) 議案第 12 号 令和 4 年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算
- (3) 議案第 7 号 令和 3 年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- (4) 議案第 15 号 令和 4 年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算
- (5) 議案第 11 号 令和 4 年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算
- (6) 議案第 8 号 令和 3 年度宜野湾市水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- (7) 議案第 16 号 令和 4 年度宜野湾市水道事業会計予算
- (8) 議案第 17 号 令和 4 年度宜野湾市下水道事業会計予算
- (9) 議案第 29 号 字の区域の変更と町 (丁目) の新設について
- (10) 議案第 22 号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

## 第442回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和4年3月3日（木）第1日目

○宮城克 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。  
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

### 【議題】

議案第4号 令和3年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 これより議事に入ります。

議案第4号 令和3年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を議題  
といたします。

お諮りいたします。議案第4号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思います  
が、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前10時02分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前10時06分）

---

○宮城克 委員長 では、委員の皆様、質疑を許します。真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 まず、6ページのところの歳入で、県の補助金が1,350万円マイナスになったその原因  
をまずはお伺いします。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 この減額につきましては、沖縄振興公共投資交付金の交付額の減に伴うものでございます。  
交付額が要望に満たなかつたため、その分をこの補正で。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 ありがとうございます。保留地が3,500万円ほど売れなかつたと思うのですが、それに  
よっても工事の進捗具合の事業地の影響はどのようになっているかお伺いいたします。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今年度予定しておりました保留地処分金の年度内歳入の補助としては、一般会計繰入金で充  
当すると、こういうことにしておりますので、直接工事に影響があるということではございません。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 まさにそのとおりであります、1,700万円あまり、一般会計から繰り入れたということになります。それで、こういう変更になります。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今の質疑と少し重複するかもしれませんけれども、沖縄振興公共投資交付金1,350万円減になっているのですけれども、たしか去年の委員会のときに説明いたいたのですけれども、予算要求3段階に分けてやっているというような、マックスの最大の要望額と通常要望額と、最低限これだけ必要ですよという要望額があって、要求をしているということで、去年も同じように振興公共投資交付金が減額になっている理由としては、50%ぐらい減にはなっているけれども、最低限の要求額に対しては100%満たされているというような答弁をされていたのです。今回も1,350万円の減にはなってはいるのですけれども、最低限この土地区画整理事業を進めていくためには、最低限の要求していた額は満たされたものなのか、要はマックスの要求額に対しての1,350万円の減なのかというのをちょっと確認させてください。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 ただいまお話があったように、マックスというのですか、最低というのですか、の額は満たされているというお話です。最低限の額は受けているということです。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 ありがとうございます。これだけのものの予算があれば、最低限区画整理事業は進められていきます、この年度内によその市町村とかで、たしか要らなくなつた予算があったときに、この要望額、最低限から少しづつ積み重ねができていくかもしれませんので、最高の予算要求と最低の予算要求をしていくというような、たしかそういった説明だったはずなのですけれども、今回も特に3段階で予算要求額を出して、最低限だったってことは、よその市町村から流れてきたような公共投資交付金の予算の余りというものはなかったというような認識でよろしいですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 ただいま委員のおっしゃった通りです。

○又吉亮 委員 ありがとうございます。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 今、8ページ、保留地処分、売れなかつたという話なのだけれども、これ当初7,453万2,000円予定して、売れたのが3,897万8,000円です。これは何筆で面積とか細かいところの説明をお願いします。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 この2筆の中で、1筆に関しては420.92平米です。もう一筆が240.18平米です。今売れたのが3,897万8,472円です。これは、売れたものは、計上しているのは240.18平米のほうです。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 今の説明聞いたら、240平米の3,800万円は売れたけれども、420平米の3,500万円が売れていないということで理解してよろしいですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 この2筆に関しては入札を行いました。入札で購入する方々がもう決まっている。

○宮城司 委員 決まっている。

○市街地整備課長 決まっているのです。この予算を作成する時点では、1筆もう確実に入ってくるということで、その分は差し引いています。ただ、もう一筆に関しても2月の下旬頃、議会前には振り込まれています。念のためにということで補正で上げていますけれども、一応全部執行している状態です。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 理解しました。保留地処分金が売れないというのも、そういうこともあるのかなとちょっと疑問というか、いわゆる入札でやっていく中であるのかなと思うのですが、またこれ面積がこれだけ違うのに金額が後から売れた部分というのが約300万円ぐらい安いのですけれども、その理由はどうしてですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 当初の予算計上より、これは入札で売っていますので、入札額は上がっておりまます。結構な金額になります。

○宮城司 委員 理解しました。

○市街地整備課長 この計上している金額ももちろん入札でやっているということで、多少上がっています。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。宮城司委員。

○宮城司 委員 よくほかの事例でもそうなのですけれども、この沖縄振興公共投資交付金が実行されないということで、いろんなシーンでこの事業が執行できないというのがある中で、例えば昨日の説明でもちょっとあったのですけれども、普天間のとか真栄原のとか、例えば周辺整備事業か、要するに予算の組替えみたいな説明していたではないですか。門前町構想の3. 4. 71、これと一緒にやるみたいな。宜野湾市って、例えばこれ正直に言えば、市の真ん中に普天間基地があるから、周辺整備とかという考え方で言えば全部当てはまるのかなと思ったりするのですけれども、例えばこういった区画整理事業とかという事業でも、そういったのは考えられるのかのところの質問です。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午前10時15分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午前10時18分)

---

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今のは、前防衛庁の補助メニューの中で区画整理事業に特化した補助メニューがないということで、できないということで御理解いただきたいと思います。

補助事業がないのですよ、面的な、各整理事業的なもの、簡単に8条とかというのは、やはりなかなか目的がちょっと違ってきますので、避難通路整備とか普天間周辺まちづくりに踏み込まないといけない。今後また勉強する一つの課題だと思います。

○宮城克 委員長 では、進めてよろしいでしょうか。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 改めての質疑だと思いますけれども、この区画整理事業は補助事業と単独事業がありますが、それで、ちょっと違いみたいなところがあるので、御説明をお願いします。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 基本的な補助事業に関しては、ちょっとした道路整備だとかそういうのです。ただ

し、単独に使っているものに関しては、附帯工事、例えば取付けだとか、相手の敷地、市民のこの地域の、ちょっとこの取付けに関して、そういうしたものとかで単独に使っています。附帯工事ですね。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 こういった大体イメージとしては想像つくのですけれども、明確な使用目的とかというのがあるのですか。それは、例えば担当者の判断で決められていくものなのか。その辺がちょっとよく今、どこから整備するだろうというのがよく分からぬ。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 基本的には、まず補助で一部造った、例えば道路とかで、その辺ちょっとこれ補修しないといけない、何年もたつたものとか、例えば単費使ったりだとか、コンクリート一式手直ししたりとか、あるいは先ほど付帯工事と言っていましたけれども、積算に対しても単価入替えたとかちょっとした修正業務もまた何年かたつたら、ちょっと補償の量が変わったりしたときの修正業務等は、一度だしたもの、これで行った業務に対しては単費で出すというふうにやっています。

○伊佐哲雄 委員 大体分かりました。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 確認させてください。今、振興公共投資交付金の話が出たので、そのままちょっと確認させていただきたいのですけれども、私の認識では、ほかの道路事業とか公園とかの場合は、3. 4. 71とか野嵩第一公園関係のものは、年々落ちてきてはいるけれど、区画整理事業に関しては優先順位というか、しっかりと予算要求、ミニマムのものに関しては100%しっかりと返ってきてると、区画整理事業に関しての振興公共投資交付金は入ってきてるという認識だったのですけれども、それは間違いないでしょうか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 ただいま言ったように、最低限の金額は今見送りした金額を挙げていますよと話したのですが、佐真下に対しては土地が当然、あまり大きくないものですから、今のところはそういうふうになっているという話です。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 佐真下限定だったのですか。事業規模が小さくなってきてるので、ほぼほぼ要求額に対しては入ってきていると、私の認識では区画整理事業というものは、そのほかの公園事業とか道路事業とは別で、区画整理事業という優先度といいますか、この振興公共投資交付金の入る具合というのはしっかりと、最低限の要求額に対してはしっかりと満たされて入ってきているものだというような認識だったのですけれども、これは今佐真下の区画整理事業に限定されているという認識でいいのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そうですね。佐真下に限定というよりも、やはりケース・バイ・ケースと思います。対応できるものに関してはそういうふうになっているものだというふうに私は理解しております。

○又吉亮 委員 分かりました。ありがとうございます。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 せっかく地図も持ってきてありますので、先ほど佐真下に2筆あるとのことだったのですが、このうち地図から見ると、どこの2筆なのか、ちょっと確認しておきます。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 12街区になっております。国際大の前の通りの……

○建設部次長 国際大学の通りに面している保留地と、その裏の、直接はこの前面道路には繋がないで、裏の道路に接続している。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 この白と12はグリーンの両方ありますよね。ここの押下線が残2筆ということで理解していいのですか。

○市街地整備課長 これは、用途地域です。用途地域で色分けられている。

(何事かという者あり)

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午前10時26分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午前10時28分)

---

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 12街区、これはあくまでも街区であって、この中に画地ということで何筆も換地されております。この何筆も換地されている中のこの2筆を私たちは保留地ということで処分しました。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今の答弁でちょっと理解できましたが、この資料というか、12街区ですか、この資料というのは分けてある、何筆があるということですね。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 どういった資料ですか。筆が分かれる資料ですか。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午前10時29分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午前10時33分)

---

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 ただいまの話は、やはり窓口に来ていただいて、閲覧したほうが理解しやすいのかなと思います。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 了解いたします。

○宮城克 委員長 いいですか。宮城司委員。

○宮城司 委員 今ちょっとこれ見て思ったのだけれども、これどんなだったのかな。保留地処分面積の59.9%の達成率と、この前の資料、この地図の反対側、進捗状況というのが、保留地処分面積と保留地処分金額の乖離というのか、金額は78.6%で面積が59.9%とあるのだけれども、それをちょっと説明してもらつてよろしいですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 ただいまの面積と金額に乖離があるということで、大きな乖離があるのではないかといふお話をなすけれども、この式の分母に関して、例えば5,392平米、433,502千円というものに関しては、事業計画なのです。事業計画でこの金額を入れていっているのですけれども、私たちは入札で取ったりしていますので、その金額が予定していた金額よりも上がったりいたします。

○建設部次長 その分母が固定されるものですから、実情のパーセンテージとはそぐわない。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今の説明で、例えばその分母が事業費、見込んでいた、要は面積はこれ100を超しているのではないかということですね。

○市街地整備課長 そうですね。

○伊佐哲雄 委員 これが入札の結果、平米当たりの単価が上がるということは、それは120%とか130%とか200%とか、そういう数字もあり得るということで理解していいのですよね。

○市街地整備課長 はい。

○市街地整備課長 事業費を変えなければ、もう処分したのが分母よりも大きくなる可能性は十分あるということです。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 これまでの宜野湾市の地価が上昇しているというような話も聞いたことあるのですけれども、特にこの区画整理地域においては、字地泊でもそうだったかと思いますけれども、当初想定した単価よりも日が空いて、入札の価格が上がっていくというふうなところで、これは今佐真下ですけれども、上昇傾向にあるということで理解していいのでしょうか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そうですね。おっしゃるとおりだと思います。ただ、景気、不景気で変わる可能性はなきにしもあらずとは思っていますけれども、大体下がるということはあまりないみたいです。

○宮城克 委員長 ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○宮城克 委員長 進めていきます。

審査中の議案第4号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

### 【議題】

議案第12号 令和4年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第12号 令和4年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第12号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午前10時38分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午前10時42分)

---

○宮城克 委員長 委員の皆さん、質疑があれば挙手にてお願いします。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 13ページ、先ほどの補正予算にちょっと関連するような感じなのですけれども、振興公共投資交付金1,350万円計上していますけれども、くしくも補正予算で減額された分、1,350万円減分が当初予算で計上されているのですけれども、この1,350万円というものが最大予算要求額なのか、最低限の要求額なのか御答弁ください。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 概算要望額、最大です。マックス額を計上しております。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 ということであれば、例年、この最大の予算要求額に対して、実際に交付されてくる金額つて50%ちょっと、昨年も2,700万円ぐらい要求して1,300万円ほどの減になっておりますので、今回も予測されるのは1,350万円の要求に対して、恐らく入ってくるのはその50%ぐらいになるだろうというのが予測されるのですけれども、これ事業としては進んでいけますでしょうか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 私たちのこの工事がどれだけできるというのは、まず把握しないといけないものですから、今ちょっと私、市街地整備課のほうで、理解されていない方もいらっしゃいますので、やっぱりこの工事の規模に合わせた金額では進めています。ただ、どうせ少なくなるからということで、やっぱり実現できるもので、予算は要求しているところです。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 できる範囲のもので、これぐらいの事業ができるだろう、事業のボリュームを考えて1,350万円が計上されているはずなのですけれども、例年交付率は50%、この佐真下のものに関しては、去年も今年も交付率は約50%前後になっているのですけれども、推測できるのは、この1,350万円に対して、恐らく令和4年度も50%ではないかなというのは推測できるはずなのです。今年と去年の実績を見ているとですね。それも加味した上で事業を進めていくのでしょうか。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午前10時45分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午前10時49分)

---

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 予算化が減だったとしても、国の補助金減だったとしても、この工事に関しては優先順位等をつけています。権利者等がいるものですから、優先順位をつけて私たちはこういうものを計画します。カットされたらカットされたで、この優先順位以内で執行するようにできています。ということです。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。宮城司委員。

○宮城司 委員 9ページ、保留地処分金のところです。今年度、保留地処分金5,953万7,000円、これもまた同じように何筆を予定していますか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 この5,953万7,000円の件なのですけれども、その中には、令和4年度にまた入札して処分することを考えている筆が2筆あります。その2筆が74平米ともう1筆が137平米です。今の話したのは、来年度入札で予定しているものです。あと、今年、今年度計上を抜いた1筆があります。それもそこに含まれています、金額的に。来年度処分するのは2筆です。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 その面積には、今言う5,900万円というのは、先ほどの補正の中で計上していない3,500万円でしたか、入っていないけれども、面積は2筆分ということになる、今の答弁は。

74と130というのは今年計画している面積で……

○市街地整備課長 令和4年度。

○宮城司 委員 ということね。

○市街地整備課長 金額だけは今年入札したものが入っていると。

○宮城司 委員 3筆分。

○宮城克 委員長 宮城司 委員。

○宮城司 委員 あと、この事業の中で3億3,200万円の事業を今やろうとしているわけですが、その中で主なこの歳入の中で、いわゆる一般会計繰入金というのが2億5,800万円というのがあるのですが、これちょっと僕の認識が違うかちょっとあれなのですけれども、この一般会計からの繰入金というのはルールというのか、例えば何%だったら、こんなものもありましたか。例えば去年は、前年度は2億1,000万円の補正もやっているではないですか。この一般会計から入ってくる金額の例えばルールというか、こんなのもあったのかな。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 繰入金のルールの上での何%というのはなかったです。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 ということは、もうこれは主な財源は一般会計の基金から出るのですが、例えばこれって今年度という言い方はあれですけど、単費ですか、それとも何かあって、そこから一般会計繰入金に入つてつていう…。

○建設部次長 単純に考えても単費にしないと、事業が成り立っていないというのが現状でございます。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 ということは、今回この財政のほうもこの金額だったらということで、この金額に決まったという形でよろしいですか。

○建設部次長 はい、そうです。

○宮城司 委員 以上です。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」という者あり)

○宮城克 委員長 では、進めてまいります。

審査中の議案第12号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午前10時55分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午前11時15分)

---

#### 【議題】

議案第7号 令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第7号 令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

お諮りいたします。議案第7号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午前11時16分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午前11時17分)

---

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 ちょっとと素朴な質問なのですから、7ページです、歳入。国庫補助金で1款1項2目、これは当初予算では組んでいなかったのが補正額として12億5,280万円ということで、土地区画整理事業社会資本整備総合交付金ということで入ってきているわけですが、この説明からちょっとお願ひします。

○建設部次長 これは款の組替えというふうになっているのですけれども、社会資本整備総合交付金につきましては、前は県支出金ということで考えていましたのですけれども、これは国庫支出金が正しいのではないかということで、この分を国庫支出金のほうに組み替えました。そういういきさつです。

実際、私たちこの社会资本整備総合交付金についても、沖縄公共投資交付金と同時に県経由で交付申請を行ったものですから、この県支出というのに入れていたのですけれども、やはりこれは国庫支出金が正しいのではないかという、そういういきさつです。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 では、これは、今組替えということで、呼び方が国庫支出金となったのだけれども、社会资本一括交付金、それで理解してよろしいのですか。その前とは全く別なのか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 一括交付金ではなく、一括の補助金ということあります。一括交付金ということではありません。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 内閣府の予算ではなくて、また別の、交通省なのかな、というところの…。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 内閣府の予算ではありますが、補助メニューが違うというお話です。

○建設部次長 振興予算と社会资本整備総合交付金の2つがあります。それぞれ内閣府経由ではあるのですけれども、そういう2つの大きなより分けができます。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 いわゆる一括交付金のハードでもない、ソフトでもない別のということで理解してよろしいわけですか。

○市街地整備課長 そういうことです。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 今のに少し関連してなのですが、減額が、県のほうに要望していた交付金が約13億3,200万円の減で、国のほうの今回プラスになっているのが12億5,280万円なのですけれども、約……

○宮城克 委員長 何ページ。

○真喜志晃一 委員 8ページと7ページ、社会资本の整備総合交付金、県のほうが減額が約13億3,000万円で、国のほうにプラスになっているのが12億5,000万円で1億8,000万円ぐらい低く出しているのですけれども、これはそもそも何か計画というか、13億円も約12億5,000万円で十分だったから、減らして要求したわけですか。それともこの要求額よりも少し減っているということなのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 13億3,200万円に関しては、当初の要望額です。この12億5,280万円に関しては内示額です。ということです。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 約8,000万円ぐらい減額になったことによる、特に影響とかそういうものは特にはないのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 事業自体には影響はありません。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 進めてまいります。

審査中の議案第7号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

議案第15号 令和4年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 続きまして、議案第15号 令和4年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第15号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午前11時24分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午前11時27分)

---

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 3ページの2款1項1目の土地区画整理事業社会資本整備総合交付金が10億1,160万円の歳入を見込んでいますが、この社会資本整備総合交付金と沖縄振興予算の違いをまずはお伺いします。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 沖縄振興予算の中に社会資本整備総合交付金も含まれているということで、2つハードと、沖縄振興のハードの部分と、当然これもハードであるのですけれども、社会資本という、内閣府予算の中に2つが入っているということで御理解願います。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 そうしたら、この2つの予算の使い道は何か固定されているものなのですか、それとも自由に、要は特にそういうものではなく使えるのでしょうか。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今回の西普天間に対してのこの社会資本は、やはり特化した予算がついている形になっております。沖縄健康医療拠点という、そこに特化した予算ということでつきがいいと、当然特化したものですから、競争相手がいないということでつきがいいということで御理解願いたいと思います。ほかの市町村と

競合しない予算という形になっているものですから。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 そうすると、その社会资本整備総合交付金は、いわゆる国も絡めた使えるメニューは、いわゆるある程度もう決まってしまっているということなのですか。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 西普天間に特化したような形の交付制度になっていますので、当然国でのこ入れがあるようです。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 例えればこれ宜野湾市内においては西普天間以外ですと、何か使えるもの、もっと言えば、もう西普天間の、いわゆる基地の返還というところで使えるものなのかな。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 基地に類するものということでございます。西普天間地区に関しては、健康医療拠点という位置づけがあるものですから、それでそういう特別なことでいただいております。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 この社会资本整備総合交付金というものがどういうものに使えるかというのがちょっとイメージがつかないのですが、どういうものにこれは当てはまるものなのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 宜野湾市にはないものですから、あまり把握はしていないのですけれども、宜野湾市においては、その西普天間地区は先ほどもお話ししたように、沖縄健康医療拠点という位置づけになっているものですから、それで特別ということでついた特別な補助金いただいております。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 要は、簡単に言うと、国からいわゆるそういう西普天間地域に健康医療拠点をつくりなさいというか、そういう国の指示まではいかないのですけれども、そういった話もあったから、そういうものに対してこの社会资本整備というものが使えるということになるのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 これは、健康医療拠点ということで、国策に係るということで、国の命令とかというよりも、綿密に協議しながら、調整しながら進めているものです。

○真喜志晃一 委員 休憩にして。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午前11時32分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午前11時35分)

---

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 西普天間住宅土地区画整理事業、これ概要、何年計画しているのか、まず答弁をお願いします。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 事業期間といたしましては、平成30年度から令和9年度までというふうに計画しております。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 令和4年度、34億2,800万円予定しているということですけれども、先ほどの真喜志晃一委員の質問の中で、議案第7号の中で、この減額による影響はないというようなことを言っていたような気がするのですけれども、令和3年度の場合でも、例えば29億円ですか、予算組んで、結局7億9,000万円の補正減になって、19億円の執行ということです。そういった中で、例えばこの7億9,000万円減額となった部分が、例えば今年度予算の34億2,800万円の中に上乗せになっているのか、そこら辺をちょっと予算の考え方の説明をお願いします。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午前11時37分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午前11時37分)

---

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 考え方はそういうわけではなくて、今年度の補正予算で減した7億9,000万円のものがこれが反映されているというわけではないということで御理解願います。今年度は今年度で、いろんな入札残とかいろんなものを含めて、その内示額を受けて補正減しているもの、交付減によるもので、取りあえず今年度予定しようとしていたものはできていると、新年度の令和4年度については、取り残した分がこれに入っている状態ではなくて、当初からこれだけの工事を予定しているとか、調査費を予定しているということでの交付額です。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 では、今、令和9年度までの計画ということだったのですけれども、これもまた遅れは出る可能性というか、既にもう令和3年度に7億円の事業が遅れていると考えれば、これもまたもっと遅れが生じるということで理解してよろしいのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 遅れているということではないです。それよりも延ばすということはまだ言えないです。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 令和3年度で7億円減額になったではないですか、7億9,000万円。もっと分かりやすく言えば7億9,000万円分の事業が令和3年度はできなかつたと理解していいわけですよね。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今、工事始めて、全体的にまだちょっと予算を多分見直しをしたら、やはり7億の減だしても工事ができるというのもあって。全体的に見直し見直しでやっていくものですから、今、令和9年度から延ばそうというそういう話ではないという意味です。

○宮城司 委員 延ばそうというか、必然的に延びていくのかなと、いわゆる予算……

○市街地整備課長 ただやっぱり私たちも、20億でやるつもりでして、でも7億はやっぱり、削りましょうと、しかし私たち年度年度使っていきますので、それでまた令和9年度に合わせるような形で今考えています。

○宮城克 委員長 よろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

審査中の議案第15号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

議案第11号 令和4年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第11号 令和4年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第11号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午前11時41分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午前11時45分)

---

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 10ページのほうをお願いします。今回の宇地泊区画整理が100%補助も済んでいますが、建設事業費がかかっているよということで1億733万9,000円がありますけれども、その内容をちょっとお伺いします。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 特に、これは委託費ということで換地処分に向けて今進めているところなのですけれども、この換地処分に向けてのこの業務です。換地処分等業務委託ということで、そしてまたあと清算等業務委託という清算業務、この換地処分に係る業務を委託する予定であります。これが結構かかる金額で、特別な難しい業務ですので、そういうことになります。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 これは、換地処分という形になると思うのですが、期間というのは単年で終わるものか、それともどのくらいかかるのか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今の換地処分のお話ということでよろしいでしょうか。換地処分は、令和5年2月頃を

予定しております。単年で換地処分は終わります。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 全体事業費ベースで99.6、0.4%しか残っていないというようなことなのですけれども、これと今回のこの令和4年度の予算との考え方というのでしょうか、要は8,700万円の事業を進めるためにこれだけ予算が必要なのかということがちょっとよく分からぬのですけれども、この御説明をお願いします。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 全体事業費ベースの数値と思いますけれども、この分子に関しては実績というふうになるのですけれども、この分母に関しても、また最終的には見直しが必要なものですから、この辺も数値ズレが出てくると思います。最終的なものの時に、取り調べるという形になっております。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 その分母というのは変動するというふうな、要は将来的に変動するのか、あるいは既に変動しているのか、それはどうなのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 私たちには事業計画等がありますので、事業計画等は大体4～5年に1回見直しますので、また変動はしているのですけれども、この見直し時期というのがありますので、そのときにまた数字を見直す。実際変わってはいても見直す時期というのがありますので、そのときの数字を入れる。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 進めてまいります。

審査中の議案第11号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午前11時50分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午前11時50分)

---

○宮城克 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時51分)

## ◆午後の会議◆

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

### 【議題】

議案第8号 令和3年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第2号）

## ～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 議案第8号 令和3年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。お諮りいたします。議案第8号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。  
では、本件に対する質疑を許します。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午後2時00分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後2時03分）

---

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 1ページ目の第2条の1款1項で営業収益のマイナス3,600万円、これはほぼほぼ基本料免除の金額ということでよろしかったでしょうか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 この1項の3,870万4,000円というのは、営業用の基本料金、昨年度の減収という形になっております。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 第2項の営業外収益は約1,800万円、これは一般会計からですか、この基本料を免除したことによって約1,000万円ほどは一般会計から補填をしたというイメージで、これでいわゆるもう既に賄つたということでおろしかったでしょうか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 議案書の9ページに出ています。実施計画明細書2款の営業外収益のほうの一般会計補助金というのがございまして、その中で1,808万5,000円を補正しておりますが、この備考欄の緊急経済対策に係る一般会計からの補助金、いわゆる臨時交付金を一般会計のほうから繰り入れている形にしております。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 5ページ、令和3年度の予定貸借対照表を見て、資本の部の剰余金（2）のハ、当年度未処分利益剰余金、これが3,639万5,000円、令和2年度のものと比較すると、令和2年度の予定貸借対照表が2億8,000万円あっての令和3年度は予定ではあるのですけれども、3,600万円、これだけ減になっている理由についてお聞かせください。

○宮城克 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 令和2年度、貸借対照表の未処分利益剰余金でございますけれども、2億8,490万。この中には、返済金として処分する前の部分が入ってございますので……

○又吉亮 委員 何の部分ですか。

○総務企画課経理係長　返済金として処分する前の…。通常、決算が済みまして、剰余金が令和2年度は発生しますけれども、その後、剰余金の処分ということで各種、建設改良積立金に積立てを行います。その分がこの中に残っていく…

○宮城克　委員長　又吉亮委員。

○又吉亮　委員　建設改良積立金のほうに落としているというか、積立てをしているもので、剰余金としては少なくなっているというような説明だとは思うのですけれども、たしかこれちょうど1年前の補正でも議論させていただいたのですけれども、そのときも当時、令和元年度の貸借対照表と令和2年度の予定貸借対照表を比べたときに、同じように億とうん千万円というような差があつて、この影響によるものというのが、この水道料金の基本料金の減免によるもので剰余金が少なくなっていますというようにたしか答弁をいただいているのです。今回もそれなのかなと思って、ちょっと質問させていただいたのですけれども、実際に水道料金の基本料金の減免の影響額というのが先ほどの9ページでしたっけ、3,600万円ほどというところで、その額なので、その2億8,000万円という今年の貸借対照表を見て、令和3年度の貸借対照表と令和2年度の予定貸借対照表のこの差額分の額、この大きな開きがあるではないですか、差異があつて、その分の影響というのは、実際には基本料金は3,600万円しかないけれども、これだけ開きがあるものの説明を受けたかったのですけれども、認識としては、その令和2年度の貸借対照表と令和3年度の予定貸借対照表の開きの差異というのは、その分建設改良積立金のほうに上積みしているからという認識でもよろしいですか。

○宮城克　委員長　経理係長。

○総務企画課経理係長　今回の減免による利益の減額ですけれども、これは令和3年度の事業ですか、この3ページの令和3年度補正予定キャッシュ・フロー計算書にございますけれども、当初予定の予算では、令和3年度は2,400万円の利益の見込みでございました。今回の補正によって1,400万円余りが減額されましたので、その結果、令和3年度の12億1,000万円になったわけでございます。つまり、令和3年度中の今回の補正による影響額というのは1,400万円が減額されたというふうになってございます。

○宮城克　委員長　又吉亮委員。

○又吉亮　委員　では、今度は4ページです。これもちょっと令和2年度の貸借対照表と比較してなのですけれども、固定資産の有形固定資産、建物8億2,000万円になっています。令和2年度の貸借対照表と比べて2億9,000万円から8億2,000万円となっているのですけれども、この建物の資産が増えた理由教えてください。

○宮城克　委員長　経理係長。

○総務企画課経理係長　ただいまの質問にお答えいたします。結論から申しますと、建物、庁舎の増改築によるものでございます。繰越金も含めますけれども、令和元年、予算執行はしていましたので、その辺りの部分と、それからこういった部分を含めて、少し大きな額ですけれども、建物の金額を含めてということになります。

○宮城克　委員長　又吉亮委員。

○又吉亮　委員　では、建物を新しくした年度というのはいつでしたでしょうか。

○宮城克　委員長　経理係長。

○総務企画課経理係長　増改築が完成いたしましたのは、繰り越しもございましたので、令和3年度、本年度でございます。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 これもまた1年前の議論なのですけれども、1年前にも令和2年度の予定貸借対照表を見たら8億円ほど計上されていたのです。ちょうど1年前の3月補正の資料の中で見たときに、令和2年度の予定貸借対照表の中での固定資産、建物が8億円で計上されていたので、ここはそのときに、もう令和2年度で建物そのものはもう資産として計上しているのだなというのを理解したのですけれども、実際に今年の補正予算を見てみると、令和2年度の段階で、実際は令和2年度の予定段階のときに1年前の8億円あったのに、今回の3月補正にはまた2億円に下がっている。令和3年度の予定の中でまた8億円に上がっているところだったので、実際にはこの建物の価値の資産としての計上が令和3年度の段階で上げられたものなのか、令和2年度の段階で上げられたものかというのがちょっと理解できなくて、そちらのほうをちょっと御説明できますか。

○宮城克 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 あくまで令和2年度に繰り越ししていた額と申しますのは、入れているわけですので、その後、その予定といたしましては、令和3年に繰り越す予定はございませんでしたので、令和2年度の当初予算編成の段階では、完成する見込みだということで、固定資産には建物で計上してございます。その結果繰り越しされたので、令和3年度に再度固定資産の建物で計上してございます。

○又吉亮 委員 ありがとうございます。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 6ページの1件だけちょっと質問したいと思います。3番の営業外収益がありますよね。(2)の雑収入で24万180円とありますが、どのような雑収入なのかお伺いします。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 これは、令和2年度の損益計算書でございまして、今こちらのほうに資料……  
(何事かいう者あり)

○宮城克 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 令和2年度の損益計算書の雑収入ということでございますけれども、延滞金が主なものになっていると認識しております。これは、水道料金に対する延滞金でございます。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 24万180円ということで、何件ぐらいあるのですか、延滞金は。資料は持っていない。

○宮城克 委員長 業務サービス課長。

○業務サービス課長 お答えいたします。今、令和2年度の延滞金の件数なのですけれども、6,300件ほどあります。

○宮城克 委員長 業務サービス課長。

○業務サービス課長 すみません。今の答えちょっと訂正させてください。4,000件です。すみません。予算が6,000件で予定組んでいたのですけれども、実績は4,000件でした。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 今のは24万円に対して4,000件、というと1件当たりは、大体平均で。

○宮城克 委員長 業務サービス課長。

○業務サービス課長 お答えいたします。延滞金につきましては、ちょっと単純に割れないところがあるのですけれども、今の割り算でいくと、大体1件当たり60円ぐらいになるのですけれども……

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午後14時19分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午後14時19分)

---

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 これは、仮に延滞金という形、延滞金だけで例えばこの請求といいますか、そういう請求の仕方もあるのですか。

○宮城克 委員長 業務サービス課長。

○業務サービス課長 お答えいたします。基本的に料金を滞納した方々、そういった方々に対して料金とセットで延滞金を徴収しているという形になっております。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 ちょっと聞いたのは、よく僕コンビニのレジに立っていたりするときに、例えばこれは電力とかよくあるのですけれども、はがきで請求書が、宜野湾市の見開きのをやっているのですけれども、40円、50円の請求するのにこういったコストのかけ方というのか、ちょこちょこあるような気がするのです。そういったことも、例えばこの請求している額に対して費用がかかっているとか、こんなケースというのはあるのですか。請求上の費用が。

○宮城克 委員長 業務サービス課長。

○業務サービス課長 お答えいたします。費用対効果という話の議論ではなくて、我々としては、しっかりとお支払いしていただいている方々が大半の中で、やっぱり延滞をする方というのは、いわゆる支払いが滞っている方に対してある程度のペナルティーが必要ではないかなという考え方の下で延滞金は徴収しておりますので、ちゃんと支払っている方々に対する支払っていない方のペナルティーという考え方になっています。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 今、費用対効果の話ではないという話だと思うのですけれども、宜野湾市は例えばこの延滞金に対して、例えば1円の延滞金でも取るのか、例えば50円以下だったら取らないとか、こういった決まりというのはどのようになっていますでしょうか、条例で。

○宮城克 委員長 業務サービス課長。

○業務サービス課長 お答えいたします。今のところそういう定めはございません。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 これ定めがないというか、条例で決まっていると思うのです。例えば10円未満は取らないとか50円未満は取らないとか、そういうたのはないですか。

○宮城克 委員長 業務サービス課長。

○業務サービス課長 お答えいたします。条例では、延滞金を課しますという記載だけになっていますので、何円未満を切捨てとかという規定はないです。

○宮城司 委員 規定はない。

○業務サービス課長 はい。

○宮城司 委員 水道給水条例の30条ってどんなふうになっていますか。

○宮城克 委員長 業務サービス課長。

○業務サービス課長 お答えいたします。すみません。先ほどの答弁をちょっと訂正させていただきます。

10円未満については切捨てしております。1円とかというのは確かに徴収はしていない。機械のほう、システムのほうでちょっとやっているものですから、ちょっと勘違いしていました。10円未満については切捨てになります。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 前にもちょっと委員会だったか、そういうたたかいつた議論があったかと思うのですけれども、例えば他市の、那覇市とかだったかな、浦添市だったかな、どこか、いわゆるこの費用対効果、10円取るために、今、例えばほかの料金と一緒に徴収するのならまだ別として、例えば10円取るために請求書を送ってみたいな、これは10円未満は切捨てするということでやっていると思うのですけれども、例えば水道事業給水基本条例の中のそういうたたかいつた例えれば改正して、そういうたたかいつた費用対効果もちょっと考えた請求の仕方というのか、そういうのも大事ではないかなと思う。例えば他市のこの条例の事例も見ながら、大事ではないかなというような、ちょっとその議論もあったのかなと思って、今ちょっと濱元委員からそんな話があつて、お聞きしているのですけれども。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 確かに監査のほうからもそういうたたかいつたお話はありました。10円取るために費用がかかるという話があったのですけれども、そのときもやっぱりちゃんとお支払いしている方もいらっしゃるということで、そこはそういう形でやっています。延滞金のみを請求しているわけではございませんので、そこで単独で発生するものはないというふうに考えております。確かに10円にするか50円にするかというのは引き続き検討させてくださいという回答はしておりますので、他市も50円とかあったはずですので、その辺は継続して検討はしていきます。ただ、延滞金だけを請求しているわけではないので、その監査の指摘としては、10円を取るために決裁類がいっぱいあるよと、課長、局長まで決裁取る必要があるのという御指摘だったのです。そのためにいっぱい印が押されているという話だったのです。そこから発生しているものなのです。そのときも、これは見直しをして、決裁区分を変えていきますということで、これは改良しました。ただ、10円を取るか、50円以上取るかというのは、今引き続き検討しているところです。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 僕がよく見るのは、沖縄電力の請求書の中で、お客様から窓口でお金もらっているのですけれども、50円とかそういう、取らんといけないものか分からぬのだけれども、いわゆる郵便料金も払って、この印刷もして、こういうのをやって、まとめてやるのかどうするのかはあれだけれども、そういうことを例えれば24万円の営業外収益の雑収入の中で、4,000件という話があつたものだから、そのようなことをやっているのかなと思って、ちょっと今、改良できるところがあれば、ぜひ考えていただきたいと思っています。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 検討の余地はあると思うのです。ただ、4,000件という事実もありますので、そこはやつ

ぱり不平等感をなくさないといけないという、そこは幾ら以上とかそういう話は今後なると思いますが、ただ延滞金は取らないということにはならないと思います。金額に関しては検討させていただきます。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 僕は取らないということを言っていない。いわゆる費用対効果というのもなるべく考えるべきではないかなということです。以上です。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 できるかどうかの確認です。今の件でなのですが、例えば通常に水道料金払っている方というのは、例えば仮に今1万円払っていますという方がいたら、それは普通に払われていると思うのですけれども、その中で同じように1万円かかっているけれども、滞納されている方、そこに多分督促をされていると思うのですが、これに対していわゆる督促の延滞金も乗せていると思うのですけれども、当然何もしないで払ってくれている方に比べたら、その督促に対しての費用ですか、はがきを再送したりですか、そういう手続とかで余計に経費はかかっていると思うのですが、その分のかかっている経費というのは、いわゆる延滞金と別に督促手数料的なものは取られていると思うのですけれども、かかった費用の分に関しては、要は延滞している人に対して丸々というか、いわゆるそれは請求しているというような認識でよろしいですか。

○宮城克 委員長 業務サービス課長。

○業務サービス課長 お答えいたします。督促手数料につきましては1件当たり100円徴収させていただいておりますので、その費用はいただいているものと考えております。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 審査中の議案第8号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

### 【議題】

議案第16号 令和4年度宜野湾市水道事業会計予算

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第16号 令和4年度宜野湾市水道事業会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第16号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午後2時31分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午後2時32分)

---

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 3ページの収益的収入の水道事業収益、営業外収益の2番目の雑収益なのですが、これ庁舎賃貸料、去年もあるのですが、これちょっと説明いただけますか。どこに対して賃貸しているのか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 この庁舎賃貸料に関しましては、先ほども話がありましたけれども、庁舎のほうが令和3年5月に完成いたしまして、ここから教育委員会が2階のほうに事務所設置を考えています。その部分の教育委員会からの賃借料と、あと下水道会計はまた会計が別ですので、ここからも家賃を取らないといけないことになっていますので、下水道会計からの賃借料になっています。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 では、2か所から入ってくるというところでいいですね。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 はい、そのとおりです。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 その金額なのですが、去年は1,867万6,000円の予算がついていますけれども、その他というところもあるのだけれども、これは庁舎賃貸料というのは、例えば変動するようなものなのか、他のところで何かそれが減額になっているのか、ちょっと御説明をお願いします。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 令和3年度の雑収益は1,867万6,000円ということですが、このときの賃貸料としては1,400万円ですので、そこまで変わってはございません。残りの800万円については、建物の更生共済の満期償還の額が800万円あります、その差額が出ているということになります。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 建更の満期のこの還付というのですか、あれ、戻ってきたということで理解していいのでしょうか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 そのとおりでございます。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 そうしたら、消費税の還付金なのですけれども、それが令和3年度の予算で758万9,000円が1,373万円と、これは増額、還付金のですけれども、増額になっております。600万円ぐらいですか。これは、払い過ぎた消費税が還付されてくるのだろうという理解をしているのですけれども、その辺のところの御説明をまた改めてお願いします。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 この消費税の還付金の算出方法としましては、この令和4年度に予定している予算、これを消費税にかかわらず、ものを全て執行した場合に1,300万円の還付があるだろうということで計上してお

ります、確定ではなくてですね。令和4年度の予算の中で消費税に係るそれを計算して1,300万円程度の還付金が出るだろうということで想定しています。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 予算ですから、想定をしながらそれらを組んでいくのでしょうかけれども、実質、令和3年度は758万円は、結果はどうか分からぬけれども、要は増額しているではないですか。というのは、何らかの根拠があって増額をしていると思うのですが、その見込みというのは何を根拠にその増額にしているのか説明できますか。

○宮城克 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 お答えいたします。令和3年度と比較して令和4年度が還付額が増えているということですけれども、これは主に令和4年度が補助金の額が減っておりまして、4条の収入の補助金の額が減っております。これを特定収入というふうに言いまして、この額が少ないと、消費税というのは売上げに係る消費税と支払いに係る消費税を差し引いて算出するのですけれども、この控除されるのが、特定収入が減ると控除というのが少なくなる、つまり納付する額が減る、もしくは還付する額が増える、そういう仕組みになっております。令和4年度は、予定ですけれども、特定収入の割合が5%を切る、少なくなるということが見込まれていますので、還付額は増えるであろうというふうに試算しております。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 何となく意味合いは理解できるのですけれども、これもうちょっと分かりやすいような表みたいなやつ、今の仕組みというのは出来上がっているわけですよね、こうなっているというのが、もっと分かりやすい資料とかってありますか。我々が見て分かるような。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 ちょっとその辺調べてみないと分からぬのですけれども、今、伊佐委員は、令和3年度のものが令和4年度に増えているのではないかというお考えだと思うのですけれども、その点は令和3年度も含めてまだ終わっていない。これも令和3年度の予算、今言った消費税に係るをやったときには、760万円程度、令和3年度は還付されると、今、令和4年度の予算をやった場合には、これだけ返ってきますという話ですので、令和3年度の分を残ったらこれだけ返ってくるという計上ではないですので、そこは御理解いただきたいなと思います。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 結局、終わってみれば、そんなに差はなかつたよというような結果にもなり得るということを考えていいくのですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 この予算の執行状況によりますので、これが本当に予算どおりにやっていけば、大体この程度は還付が来るだろうという形にはなると思います。

(「休憩」という者あり)

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午後2時40分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午後2時41分)

---

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 ちょっと教えていただきたいのですけれども、6ページ、キャッシュ・フローのところなのですが、これ令和4年度ですので、予定ということで、2番のこの投資活動によるキャッシュ・フローというところで、この部分、2億6,900万円のマイナスになると、有価証券の償還による収入とか、国庫補助金等による収入でプラスが出ているものの、この有形固定資産の取得による支出で4億5,500万円マイナスとなっているのです。これは、この部分のちょっと説明をまずお願いしていいですか。

○宮城克 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 質問にお答えいたします。投資活動によるキャッシュ・フローの有形固定資産の内訳でございますけれども、こちらが令和4年度の当初予算の配水施設費、こちらが4億2,390万9,274円、これは……

(「何ページ、それは」という者あり)

○総務企画課経理係長 これは、税抜きの内訳ですので、予算書に記載されてございますのは税込みでございまして、直接予算書には出てきませんけれども、この4億2,300万円と、それからあとは量水器の設備費、これは1,465万2,000円です。それから、器具備品費として703万1,819円、それから予備費の1,000万円、これを足し合わせた額でございます。

配水施設費についてですけれども、こちらは4条の配水施設費は税込みで、これを掛けるといいますか、税抜きの額にしても、この額には追加しません。というのは、この4条の配水設備費の中には、非課税の部分、課税されない部分ということで、給与とかそれから手当等が混在していますので、この条に含まれている額、それだけでは一致しないということで税抜きの計算をしたとしても一致しないということになります。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 分かりやすくというか、今言うこの有形固定資産の取得というのは、いわゆる一般企業では設備投資みたいな形で考えればよろしいということですね。

そして、国庫補助金の収入が8,500万円あるのですけれども、これはどういったものになっていますか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 こちらは、議案書の5ページの資本的収入の補助金8,560万円、これに4の負担金の1,000円を加算した額がこの国庫補助金による収入8,560万1,000円という形になります。

○宮城司 委員 国債とかそういうのではないのですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 その国庫補助金……

○宮城司 委員 に負担金を足したもの。

○上下水道局次長 はい、そのとおりでございます。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 もう一点は、有価証券の償還による収入なのですが、これも有価証券による9,900万円の収入があるということです。これは、どういったお金というか、金額幾らぐらい有価証券に投資していく、どんなになっているかというのを説明お願ひします。国債。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 ここで上げている有価証券の償還に係る収入9,911万9,767円、これは国債を購入したとき、国債自体は1億円だったのですけれども、購入したときは9,900万円余りだったので、それがここに入ってきております。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 3ページ、先ほどの伊佐哲雄委員の質疑と少し似ているところなのですけれども、営業外収益の中での消費税及び地方消費税の還付金で1,300万円が令和4年度計上していて、その話の流れで令和3年度、758万円ほど計上していました。今年、令和4年度増やしていますねという議論されていたのですけれども、令和3年度、758万円計上していて、当初、19ページを見てみると、予定損益計算書、営業外収益のほうで消費税及び地方消費税還付金の目がなくなっています。これ前にちょっと議論したときに、この消費税及び地方消費税の還付金というのは、ある年は目が計上されて、ない年には目が削除されますよというような御説明だったのですけれども、予定損益計算書を見ていると、これ目そのものがなくなっているので、恐らく令和3年度は消費税及び地方消費税の還付金がないものだと、予定としているはずなのです。目が消えてしまっていますので、だから758万円、当初は立てていたけれども、予定損益計算書のほうでは目がなくなっているので、ゼロでしたという見込みの中で、令和4年度に1,300万円を立てるのは大丈夫なのかなというところです。

○宮城克 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 ただいまの御質疑にお答えいたします。損益計算書とそれから実施計画の違いなのですけれども、損益計算書のほうは税抜きで作成するというふうに決めてございますので、損益計算書上で消費税の科目を表示しないというふうに方針としています。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、もう一つです。先に、この予算書とは関係なく、キャンプ瑞慶園基地給水に係る4市町村の会議というのは、令和3年度、この会議は開催されたのかどうか教えてください。

○宮城克 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 お答えいたします。会議は開催いたしました。11月8日に第1回の会議を開催いたしまして、少しその後に、年明けにオミクロン株の蔓延がございましたので、その間の会議は開催されずに、せんだって2月28日、今週の月曜日によくやく第2回の会議を開催してございます。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、そこで3ページの特別利益の中の過年度損益修正益、これは毎回私も取り上げさせていただいているのですけれども、この過年度損益修正益の中で、消費税の還付金をここに計上するのはちょっとおかしくないかなというところで毎回話をさせていただいて、これは下水道事業のほうと寄せていくよう、還付金という名目でやっていく予定ではあるけれども、4市町村の会議をやった上で、そういう下水道事業のほうも寄せていくというような、それが開催されない限りは継続性の原則ということで、そのまま損益修正益のほうに計上しているというような議論だったのですけれども、では今回この令和3年度に行われた2回の会議、この中で損益修正益のほうに計上するということは見直していこうというような議論はされなかつたということでおいいのですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 これについては継続して検討しております、この還付金に関しましては、施設提供対価料の中のものがかえってくる形にして、それを令和5年度からは水道収益として分けてという計上されておりますので、令和5年度からはここに計上されなくなるという予定で今進んでいます。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 ここに計上されなくなるもの、今で言ったら537万4,000円というものがどちらに計上されていくような予定になりますか。

○宮城克 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 こちらは給水収益でございます。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 1年前のときの話で、この還付金の額がたしか570万円ぐらいだったかなと思っているのですけれども、そのときには給水に係る消費税の還付金プラス大規模な漏水があったと、その分が加算されていますよというような話ではあったのですけれども、もう一度漏水等が起きたときのこの受け皿というがこの給水収益の中に入ってくるというような認識でいいのですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 そのとおりでございます。

○又吉亮 委員 ありがとうございます。

○宮城克 委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 審査中の議案第16号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午後2時53分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午後2時53分)

---

#### 【議題】

議案第17号 令和4年度宜野湾市下水道事業会計予算

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第17号 令和4年度宜野湾市下水道事業会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第17号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。  
では、本件に対する質疑を許します。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午後2時53分)  
○宮城克 委員長 再開いたします。 (午後3時28分)

---

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 お尋ねします。31ページと32ページにある雨水管築造費の工事請負費で宜野湾11号の舗装復旧工事があります。それと、雨水管渠の築造の中でも復旧工事が両方、下水と雨水ということで入っているのですけれども、これ既に工事が必要な状態になっているのですか。場所、もし分かればどの辺なのか。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午後3時30分)  
○宮城克 委員長 再開いたします。 (午後3時32分)

---

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 場所としましては、宜野湾11号の一番最初の工事が入っていた、長田十字路から大体左に曲がった沖国大の駐車場。その十字路になっているところございますね、11号の。そこを起点に11号を上原向けのほうに汚水枝線工事が入っております。そこを少し行くと、もう雨水の枝線工事が入っていまして、これは防衛の補助で道路を舗装しておりますので、本来なら5年は掘り返し規定というのがございまして、補助金を使った場合には……10年は掘り返しては駄目だという話がありまして、もし掘り返して工事するのであれば、舗装に関しては単独でやりなさいというのがありますので、どうしてもこの11号の工事に、汚水工事と、今11号の冠水したところがございますね。そこをどうしても間に合わなかつたものですから、もう舗装だけは単独で賄つて、管の布設工事は補助金で対応する。汚水工事の舗装の部分と雨水工事の舗装の部分はもう単独でやらないといけないということになっておりますので、今回これを計上しております。

○伊佐哲雄 委員 現品で原状回復するということですね。

○上下水道局次長 そのようになっています。

○伊佐哲雄 委員 ということは、冠水した箇所を管はもうやったということですね。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 管ではなくて、もう11号できてしまつたので、後から管を入れないといけない状態になっていますので、もう舗装を剥がさないといけない。次年度それを剥がして工事をするということです。

○伊佐哲雄 委員 予定の見込みですね。

○上下水道局次長 はい。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 管も一緒にアスファルトもやるということなのですか。管は既にやっていて、これからアスファルトをやるということですか。

○宮城克 委員長 下水道施設課長。

○下水道施設課長 宜野湾11号は完成しているのですけれども、未完成の部分があるのです。そこを掘り返すものですから、一度補助金を投入したもの、いじったもの、公費が投入できませんので、舗装についたもの、単費で復旧するということで付帯工事として計上しています。未整備箇所があるということです。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 大体の計画というのはどのくらいかというのは分かりますか。

○宮城克 委員長 これは、差し支えないですか、大丈夫ですか、今計画は。これ今から発注ですよね。その辺ふまえて答弁をお願いします。下水道施設課長。

○下水道施設課長 概算で200万円ほどの見込みです。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○宮城克 委員長 大丈夫ですか、進めていきましょう。

審査中の議案第17号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午後3時36分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午後3時38分)

---

#### 【議題】

議案第29号 字の区域の変更と町（丁目）の新設について

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第29号 字の区域の変更と町（丁目）の新設についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第29号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午後3時38分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午後3時41分)

---

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 議案第29号の提案理由ですね、行政運営の効率化と、それから地域活動の利便性に寄与

するためという表現があるのですけれども、行政運営の効率化って、その字の区域変更、それと、町の新設で何が効率化されるのかというところの御説明をお願いいたします。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 では、お答えいたします。まず、これまで地番ということで、今後は住所が何丁目何番地になります。地番の場合、同じ住所が幾つもありますので、例えば650番地というこの区域内にたくさんある。下手したら4つ、5つあるのです。そうすると、行政からの通知で誤配がある。間違って配達がされる。もう慣れた人は「ああ、来てたよ」ということでやるのですけれども、それができない、なかなかやらないということで、よく市民課にも相談があるのですけれども、何か住所これできないのということで相談がよくあります。

あと、救急車とか、特に消防のほうから行くのですけれども、そこに誰が住んでいるかとか、その辺からきちんとできないのかとか、消防、パトカーとか、その辺が何番地と言っても、同じ番地があるからどこに行つていいか分からぬとか、そういったのがまず行政の効率化というのもあります。あと地域の活動とかであれば、今さっき言った郵便とか、そういったのも、宅配とか、あと一般の方が訪問したときも訪問しやすくなることもありますし、自治会等の地域活動においてもやりやすくなる。あと災害とかそういったものの確認が容易になるとか、そういったことがありますので、さっき言ったように、行政運営の効率化というのはそういうものを含めてということで御理解ください。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 よく分かりました。早い話が地番から住居表示に、住居というのは建物ですよね。土地が今まで表示としてあったものが、それをさらに細分化したこの住居という表示に変わりますよと。

○市民課長 そうです。

○伊佐哲雄 委員 早い話がそういったことで理解していいですね。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 おっしゃるとおりです。建物一つ一つに番号つきますので、間違いはなくなるということでございます。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 では、その切替のタイミング、もしかしたらあまり分からぬ、例えば市外の方が来ると、宇地泊、真志喜辺りがまだ地番でやっていたのというのは、那覇市にもちょっとあるような気がしますけれども、タイミングというのはどのタイミングでそういうような変更の手続を、これまで取ってきたのかというのがもし分かればお願いします。要するに地番表示から住居表示に変わるタイミングというのはどのタイミングでやるのか。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 ただいま宇地泊地区においては、市街地整備課による整備事業が行われております、今仮換地、換地事業が行われていますので、それが終了するタイミングで一緒にやることによって、市民の皆さんのが1回の手続で済むと、例えば別々にやると、2回の手続をする方もいらっしゃいます。ですけれども、やはり大変ですね、何回も手続きするというのも、これをできるだけ効率化という意味で1回でするために、そのタイミングでやったほうがいいということで、今回、いたっておりまして、実際には、本来は令和

3年にやる予定が市街地整備課の事業が延びたということで、それに合わせて私たちは今回延ばしたという経緯がございます。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 分かりました。ということは、今、区画整理事業やっている地域もあります。現時点では番表示が残っている地域があるのか、それは今後、住居表示に移行する、将来的には変更するということになると思うのですけれども、現時点ではまだ残っている地域というのはどの辺なのですか。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 佐真下地域の一部がまだございまして、当初は令和5年度に完成するということをしておりましたが、今延びたということの情報がありますので、それもその区画整理事業が終わった段階で、こちらとしては住居表示を考えております。

○伊佐哲雄 委員 佐真下だけですか。

○市民課長 あとは西普天間地区になるかと思います。

○伊佐哲雄 委員 分かりました。ありがとうございます。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 この住居表示が変わることによって、すごい便利になるのでいいと思うのですけれども、お店とか会社とかのところで、いわゆるチラシとかカタログとか印刷物系というのですか、今のところ旧住所でやられていると思うのですが、新住所になるのに印刷のし直しだったり、何かシール貼り直しだったりとかそういったものもろもろの手続とかいろんなものが増えてくるかと思うのですけれども、そういうものに對しての何か、いわゆる助成ではなくて補助みたいな、そういうものというものは考えられているのでしょうか。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 現在のところそういう補助というのは考えておりません。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 それはもう各自でやってもらうものというところなのですか。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 これまでそういう補助はありませんが、事前にまず訪問をして、いつ頃からこういうふうに変わりますということはちゃんと通知も大体半年ぐらい前にやっておりますので、それで対応していただくということで御理解ください。

○宮城克 委員長 ほかに。宮城司委員。

○宮城司 委員 ちょっと素朴な疑問なのだけれども、35ページの実施区域界ということで、黒い線で囲まれている部分が多分今回の町名の新設ということであるかと思うのですが、何か所か、例えば宇地泊3丁目のこの真ん中に空洞があつて三角になっているところ、これ海。

(「マリーナです」という者あり)

○宮城司 委員 こっち海ということ。

○市民課長 上のほうですか。海の部分です。

○宮城司 委員 左下のほうにも何かこんな飛び出でるではないですか。

○市民課長 すみません、この部分ですか。ここは、駐車場とお祈りする場所があるのです。

○宮城司 委員 このすき間があるではないですか。

○市民課長 これは川です。

○宮城司 委員 川。

○市民課長 ここに川が流れております……

○宮城司 委員 では、この真志喜3丁目、真志喜中学校のところの上のほうのこの黒い角みたいなものは。

○市民課長 この部分が以前この住居表示されていない部分ということになっていまして、今回それを編入するという形になります。

○宮城司 委員 では、この点線の部分の右側というのですか、黒い線と、この縦の長いこれは真志喜3丁目に入ると理解していいのですか。もともとあっちの場合は3丁目になったということ。

○市民課長 いや、ここはもう字です。字を今回住居表示で何丁目ということに、やはり真志喜の中学校の近くで、もう既に真志喜3丁目になっているところと、まだなっていない区域があったので、その一部は真志喜3丁目に編入しようということになります。

○宮城克 委員長 いいですか。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今の話の延長なのですけれども、字宇地泊何番地があった。それがこの変更に伴って真志喜3丁目の住人になるわけですよね。そこで、もうずっと昔から宇地泊に住んでいる、自分は宇地泊の人だというふうな市民がいて、真志喜3丁目の住人になりたくないというのは、分かりますか。

○市民課長 基本的に住所と自治会のまた区域が違うものですから、基本、議会のほうで申したのですけれども、例えば字大謝名とか字真志喜だとかというのがあるのですが、基本的に自治会はもう全く変わらないような状況になりますので、確かに真志喜がいいなとかあるかもしれないですが、ここはもう御協力をお願いするしかないかなと、こういうのがあります。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 例として、例えばそれに納得していない方というのは、これまであちこちでやっていると思うのですけれども、いらっしゃらないというような認識でいいのですか。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 一部いるということは聞いています。

○伊佐哲雄 委員 ありがとうございました。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。副委員長。

○米須清正 委員 ちなみに、黒い線は今まで宇地泊自治会だったわけ、真志喜は真志喜だったわけ。

○市民課長 市民課が配布している資料の中に、字宇地泊、大謝名、真志喜とございますが、基本、住所が宇地泊に変わっても、今までの自治会は変わりませんので。

○米須清正 委員 自治会育成補助金ってありますよね。これは、根拠はどのように、今までどおり。

○市民課長 基本的に変わらないです。今回、住居表示をすることによって、宇地泊自治会から真志喜自治会に変わりますとかということはないということです。

○宮城克 委員長 副委員長。

○米須清正 委員 これは、半年前から説明会とかは公民館でやっていましたか。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 いや、公民館ではなく、やはり公民館でやってもなかなかいらっしゃらないので、各家を1軒1軒全て訪問します。これは、こちらのほうから委託はするのですが、まず入札をして委託業者を決めたら、委託業者がそういった資料、例えばこういうふうに変わる予定です、変わりますということとか、こういう手続、個人であったり、例えば免許証の更新ですよとか、こういったのをやりますということの資料を持って各家を訪問して説明に伺います。これは、各家庭だけではなくて事業所も含めてです。

○宮城克 委員長 よろしいでしょうか。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 住居表示なのですけれども、これって結構大きな範囲、いろんなところでやるのですけれども、これ例えば十字路等に、例えば宇地泊何丁目とか、あるいは何番だとかそういう表示というのは予定しておりますか。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 これは、各コーナーとかきちんと、これは表示義務がされております。法律できちんとうたわれておりますので、こういったのもきちんと対応します。あと住居表示板ということで、1メートルちょっとぐらいの、あれを幾つか設置する予定もございます。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 何丁目何番までですか、あるいは何号までやるのですか。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 何丁目……

○市民経済部記録係長 丁目と番地までです。

○市民課長 大きいやつ、縦のやつがあるのですが、これは何丁目何番までです。何号は各家庭のところになります。60センチぐらいで……

(何事かいう者あり)

○宮城克 委員長 副委員長。

○米須清正 委員 今までの経緯から、長田もまだあったのですけれども、何丁目何番地ってありますよね。あれすぐ剥がれてしまうのです。ガムテープでくっつけてているのですか。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 ボンドでくっつけています。

○米須清正 委員 ボンド、1週間もたないですよ、あれ。気をつけて見ていてください。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 委託した業者にきちんと説明して剥がれないようにしていただくようにします。もし剥がれた場合は、すぐ言っていただければ、また予備もありますので対応できるようにします。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「進行」という者あり)

○宮城克 委員長 では、進めてまいりましょう。

では、審査中の議案第29号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午後3時57分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午後3時57分)

---

○宮城克 委員長 会議時間の延長についてお諮りをいたします。この際、会議時間を延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午後3時57分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午後3時59分)

---

#### 【議題】

議案第22号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第22号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。お諮りいたします。議案第22号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午後4時00分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午後4時00分)

---

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 マリン支援センターを民間に、いわゆる多分売却ですか、していくための検討する機関の設置でよろしかったでしょうか。

○宮城克 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 そのとおりでございます。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 ここはたしか国の補助金をもらって造ったと思うので、もし仮に民間に売却をして、民

間からお金をもらった場合は、そのもらったお金は国のはうにそのまま丸々返すということですか。ほぼほぼ返還をしないといけなかったと思うのですが、それで合っていますでしょうか。どのぐらい返還する、何割返還になりますでしょうか。

○宮城克 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 真喜志委員の御質疑にお答えします。沖縄防衛局、これは島コン事業というものをやっているのですけれども、一般的に、建物譲渡額の9割返還するという形になっております。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 ということは、売却額の約1割ぐらいしか市の財源にはならないということだと思うのですが、これから検討されていくと思うのですけれども、例えばこの建物、売却という形ではなく、例えば市内業者とかで手を挙げるようなところがあった場合は無償譲渡などもいわゆる検討の一つには入っているのでしょうか。

○宮城克 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 御質疑にお答えします。無償譲渡の場合、この防衛省の補助要件に規定がありまして、無償譲渡ができる場合は、いわゆるその地域にこの建物が充足しているという条件があつて、これは何かと言いますと、市町村合併で例えば体育館が2つになったと、そういった場合は1つは無償譲渡していいと、そういう市町村合併が条件になりますので、このマリン支援センターについては、無償譲渡の対象には当たらないという形になっております。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 では、このマリン支援センターに関しては、もう基本的には必ず売却というか、要は購入する業者を見つけるということがもう前提という形になりますか。

○宮城克 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 そのとおりでございます。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 では、確認しますけれども、いただいた資料から、宜野湾マリン支援センターの経緯ということで、平成31年3月に宜野湾市行財政改革・検証等業務報告書においてということで、この宜野湾マリン支援センターの管理運営を3年から5年程度をめどに民間へ移譲するというふうな提案があるわけですけれども、そこでのこの理由、どうして民間へ移譲を進めるというふうなことが、当然、根拠、理由があるはずなのですけれども、それはこの時点でどういった理由というふうなことでこれを進めるということでの提案があったのか、御説明をお願いします。

○宮城克 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 お答えいたします。平成30年度に行財政改革調査・検証等業務というのを行いまして、事業所からの提案という形で報告書がまとめられて提出がありました。その中でこのマリン支援センターにおいては、同様なサービスが行政ではなくても民間でも行うことができるということ、また指定管理も順調に進んでいるということがありまして、行政で必ずしも行わなくてもよい事業であるということが担当課として記憶しております。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 その、枠が小さいから、我々への説明というのがちょっと難しいことがあるのかかもしれないけれども、そういった理由づけ、ちょっと根拠はあるはずなのです。その中に書き入れるということは、書き入れてもらったほうが分かりやすいというような、我々から見れば、そういうことになるわけですからけれども、それはちょっと注文というか、できればそうしていただきたいなと思っているのですけれども、今後どうなのですか、これまでずっとこののような形でやっているのかもしれませんけれども。

○宮城克 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 伊佐委員の御提言のとおり、この資料は観光農水課のほうで作っていますので、今後はもっと分かりやすいというのを明記していきたいと思います。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 ちょっとあと一つ、よく分からないので教えてもらいたいのですけれども、一番下の1と2があります。建設に要した補助金の返還というので、この括弧の中で、耐用年数内の民間譲渡は、さっき真喜志晃一委員が質疑した9割が国庫返納ということになっているわけですけれども、この耐用年数というのはどこかに資料ありましたっけ、これ何年を想定しているのですか。

○宮城克 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 御質疑にお答えします。マリン支援センターの建物につきましては、耐用年数は47年になっています。これは、防衛省の補助要件の中に明記がされております。以上です。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 ということは、耐用年数、またさっきのお話かもしれませんけれども、これが47年ですか、それを過ぎた後については、国庫に返納しなくてもいいというような理解でいいのでしょうか。

○宮城克 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 それは、そういうふうに伺っております。

○伊佐哲雄 委員 分かりました。ありがとうございます。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今現在のマリン支援センターの指定管理、マレア・クリエイトさんが入っているのですけれども、そこが指定管理選定者、多分2回目かな、指定管理の選定委員会がされて、再度また契約されたのがあるのですけれども、これスタートしたのは何年度でしたでしょうか、2回目ですね。

○宮城克 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 又吉亮委員の御質疑にお答えします。2回目は、平成25年になっています。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 そうしたら、多分1回5年間だったはずなのですけれども、多分平成30年からまた3回目がスタートとしている。平成30年、31年、32年、33年、平成34年度、要は令和4年度の末までが今回の契約だということなのですけれども、では令和4年度内で決定して、令和5年度からはもう民間譲渡になるような形になるということでおろしいでしょうか。

○宮城克 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 そうです。現時点での手順はそのように動いております。

又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、もう一つ、選定委員会のほうで、市のほうで公募をかけて、公募が来たところに対して選定委員のほうでどこの法人等にするかというのを選定かけていくはずなのですけれども、売却額というのは市のほうでもう決めて、ある程度その売却額に対して購入をしたいという業者が来る中で選定をかけていくのかどうか、お聞かせください。

○宮城克 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 又吉亮委員の御質疑にお答えします。又吉委員おっしゃるとおりで、我々は、今回9月補正で不動産鑑定評価を入れさせてもらっています。それで、一応あらかたのここの8が、マリン支援センターの不動産鑑定料が出ましたので、これを基準に、その金額で売却できる見通し、プラス現状のマリン事業を継続して、またさらに誘客効果のある事業の提案をいただきながら選定していこうかなと思っております。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、この委員構成の中で税理士が入っている理由、あとまた企業診断士とかそういったものは入れる必要がなかったのかなという、この委員構成になっている理由について教えてください。

○宮城克 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 御質疑にお答えします。この委員構成につきましては、これまで民営化が行われてきた福寿園とか保育所の給食、ここも含めてちょっと委員を参考にさせていただいている。おっしゃるとおり、税理士につきましてはこの企業経営が分かる方がいたほうがいいなというのがまず一つ、あとは診断士とかそういったもっと専門家ももう少し、私の中では今、委員構成（案）で、もうちょっと企業の専門家等を入れていく予定はございます。以上です。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、ちょっと質問変わるのですけれども、公募を出して応募してくるところの企業が、例えばマリン支援センター、今の施設の用途に対して、我々こういう、この施設を利用して別の事業をやっていきたいというようなところが応募してきた場合、それもこの委員のメンバーに選定するのは委ねられるのでしょうか。

○宮城克 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 御質疑にお答えします。基本的には、マリン支援センターにつきましては、マリン事業を継続できる事業者を募集するので、この施設を使ってスーパーとかドラッグストアというような感じでやりたいというところにつきましては、選定をできないような形でちょっとやろうと思っています。

○又吉亮 委員 ありがとうございます。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。宮城司委員。

○宮城司 委員 今、マリン事業以外は除外するというか、選定しないということ、これはどこで決めているのですか。

○宮城克 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 宮城委員の御質問にお答えします。こちらのほうにつきましては、これから選定要綱をつくっていった中で、マリン事業に特化した事業所を募集するというような形で捉えております。ただ、先ほども申し上げましたけれども、マリン事業だけではなくて誘客が期待できる事業も含めて、相乗的に効果がある事業所を募集しますので、くくるというよりかは少し広めに企業は募集していこうと思っています。以

上です。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 そうですよね。実際、現状でも会議室であったりとかほかのをやっているから、そういうこともできるということで理解してよろしいわけですよね。

○宮城克 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 そのとおりでございます。

○宮城克 委員長 ほかに。真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 このマリン支援センターのダイビングの初心者とかが免許取るのにすごくいいと聞いているのですけれども、要は海に入らなくも、波がないところでしっかりとちゃんと潜れてという、いわゆるそういうことをしっかりと継続していく業者という認識だと思うのですが、これは民間の事業者が購入するときに、いわゆるこの建物は永続的に壊さないというか、もう必ずこの事業はずっと継続、例えば10年はこれ継続するとか20年継続するとか、そういう何か決めになるのですか、それとももうこのプールとかは絶対壊さないと、必ずこれを一生ここでやっていきなさいというものになるのですか。どういうこの決めをつくっていくというか、どんな感じなのですか。

○宮城克 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 この売却先との契約の話かと思うのですけれども、売却する際には、特約条項とかを結ばせていただいて、例えば事業を20年だったら20年間はこの事業を継続していきます。もしそこで何か事業経営が別のショップを展開するとか、こちらの意図しない事業をした場合とかには買戻し、そういう措置を取りますよというところがあります。

おっしゃるように、マリン事業を継続するために、プール以外の何かほかのそういう施設が必要であれば、そこに造るのもありますし、そこら辺は企業さんとちょっと協議を行いながら進めていこうかなというふうには考えております。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午後4時14分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午後4時18分)

---

○宮城克 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 御質疑にお答えします。用地は……

○宮城克 委員長 もう一回質問してください。宮城司委員。

○宮城司 委員 今回、この宜野湾マリン支援センター、先ほどもあったみたいに、47年間の経過、土地計画とかあったのですけれども、9割は今返ってくるということなのですが、この島コン事業ですか、やったときのどういった状況だったのか、財源割合とかのことを答弁願います。

○宮城克 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 御質疑にお答えします。まず、土地と建物で分かれています。まず、土地のほうから、用地です。平成17年度に取得しまして、事業費が3億4,990万1,000円です。それに対してこの島コン事業でいただいた補助額が3億1,491万円、9割補助です。

あと、物件購入と建設費用でまた事業費がございまして、それが事業自体が6億2,406万2,000円、補助額が5億6,165万4,000円というふうになっています。こちらも9割の事業になっています。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 ということは、単費で約8,000万円ぐらいですか、かかったというふうに理解してよろしいですか。

○宮城克 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 そのとおりです。単費と起債は出ているということです。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 今回、この9割は返さないといけないという中で、例えば先ほど、これちょっと今分からないところだと思うのですけれども、例えば7,000万円、8,000万円かかった中で、それが大幅に、例えば予想外に崩れた場合、例えば売却額には、先ほどコロナの影響とかもあるとかという中で、それでもまたやっぱりそのように進めていくのでしょうか。

○宮城克 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 今受けた鑑定評価、先ほど説明あった額入れているのですが、仮にその額が少額、評価額が低い額という場合でも、方針としては建物有償譲渡で民間活用をしていくと、そのメリットとしては、これまで指定管理料として毎年1,800万円ぐらいを指定管理料として拠出しているものとか、そういうものが後年度は売却することによって出てこなくなる。あと、民間に有効に活用してもらうことによって、また税収とかその辺のまた効果も期待していることもありますので、一応方向性としてはそういうふうに進めていこうとは思っております。評価額が低かった場合にですね。

○宮城克 委員長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○宮城克 委員長 では、進めてまいります。

では、審査中の議案第22号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午後4時22分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午後4時25分)

---

○宮城克 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次回は3月4日午前10時から委員会を開きます。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後4時25分)

## 経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 令和4年3月4日(金) 2日目

午前 10時00分 開議

午後 0時10分 閉会

○場所 第2常任委員会室

○出席委員(7名)

委員長	宮城克	副委員長	米須清正
委員	濱元朝晴	委員	宮城司
委員	又吉亮	委員	真喜志晃一
委員	伊佐哲雄		

○欠席委員(0名)

○参考人(0名)

○説明員(5名)

建設部 参考事	嶺井辰也	建築課 指導係 長	山城啓
市民経済部 次長	伊佐真	觀光農水 課 長	本永貴也
市民生活課 地域支援係長	塩川浩志		

○議会事務局職員出席者

主任主事	渡嘉敷真
------	------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第26号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について
- (2) 議案第24号 宜野湾市学習等供用施設及びコミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- (3) 議案第28号 新城地区学習等供用施設の指定管理者の指定について
- (4) 陳情第79号 運転代行業者への事業継続緊急支援措置を求める陳情
- (5) 議案第22号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- (6) 議案第24号 宜野湾市学習等供用施設及びコミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- (7) 議案第26号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について
- (8) 議案第28号 新城地区学習等供用施設の指定管理者の指定について
- (9) 議案第4号 令和3年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- (10) 議案第7号 令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- (11) 議案第8号 令和3年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第2号）
- (12) 議案第11号 令和4年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算
- (13) 議案第12号 令和4年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算
- (14) 議案第15号 令和4年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算
- (15) 議案第16号 令和4年度宜野湾市水道事業会計予算
- (16) 議案第17号 令和4年度宜野湾市下水道事業会計予算
- (17) 議案第29号 字の区域の変更と町（丁目）の新設について
- (18) 請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願
- (19) 請願第11号 嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のPFA汚染水の取水を止める請願
- (20) 陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情
- (21) 陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情
- (22) 陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情
- (23) 陳情第56号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情
- (24) 陳情第60号 トロピカルビーチの整備について
- (25) 陳情第61号 宜野湾市を中心とした交通網の整備について
- (26) 陳情第64号 ごみ箱と外灯の追加設置について
- (27) 陳情第66号 大山小裏・大謝名小周辺の細道について
- (28) 陳情第67号 犬のふんの放置改善について
- (29) 陳情第68号 ニトリ大山店から伊佐のKMマンションまでの街灯設置について

- (30) 陳情第69号 バス停への電子掲示板設置について
- (31) 陳情第70号 交通手段の増加・拡大について
- (32) 陳情第71号 森川公園内のバスケットコートとスケボーパーク設置について
- (33) 陳情第72号 ごみ箱設置について
- (34) 陳情第73号 城山団地内丁字路へのカーブミラー追加について
- (35) 陳情第74号 市道長田5号へのロードハンプ設置について
- (36) 陳情第75号 市道長田13号の全面改修について
- (37) 陳情第76号 市道長田1号全面改修について
- (38) 陳情第79号 運転代行業者への事業継続緊急支援措置を求める陳情

## 第442回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和4年3月4日（金）第2日目

○宮城克 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第2日目の会議を開きます。これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

### 【議題】

議案第26号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 議案第26号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。お諮りいたします。議案第26号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。では、本件に対する質疑を許します。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前10時01分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前10時07分）

---

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 この手数料を上げていくということなのですけれども、新旧対照表などを見ていたら、例えば今まで一戸建て住宅6,000円だったのが、新築する場合は1万5,000円、あるいは増築の場合は2万1,000円というふうに倍以上上がっているのですけれども、要するにこれを進めていきたいということだと思うのだけれども、この長期優良住宅。そういう中で、手数料を上げるという理由、整合性というか、そこら辺は國の方針なのか、そこら辺の説明をお願いしてよろしいですか。

○宮城克 委員長 指導係長。

○建築課指導係長 手数料については、一応全国的に積算の仕方とか手数料の設定の基準というのと同じものがありまして、我々の沖縄県であったり、ほかの特定行政庁、浦添市さん、那覇市さん、沖縄市さん、うるま市さん等々の手数料の設定をしております。なぜ手数料が上がってきたかというところなのですけれども、10年の認定の中で我々が見なくてもよかつた、審査しなくてもよかつた項目で、資金計画であったりとか、あと住戸の面積だったりとか、あと立地環境、立地環境というのは、今ハザードマップとかでレッドゾーンとか危険区域が指定されているところで、そういう区画でもしやられる場合に、どういった構造が必

要になってくるか、そういう審査項目が今回増えております。その分が1点です。

もう一点は、技術者単価というのがだんだんと単価自体が上がってきてるものですから、それも要因の一つかと思っております。以上です。

○宮城克 委員長 いかがでしょうか。もう少し目を通して構いません。初めてのことですからね。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午前10時10分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午前10時25分)

---

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 まず、建築計画を出して認定を受けられた後に容積率の割増しが可能となる場合は、まず建築計画で容積率が緩和されていない状態は、まず建築計画ということではないですか。認定を受けた後に容積率が増えて、例えばプラスワンフロア増やせるとかというようなイメージなのですけれども、その際に、例えば増改築として考えたときに、1階建ての平家があって、増築して上を賃貸で貸したいとなって、認定を受けた後に容積率が増えたことによって、さらに3階とできるわけなのですけれども、その場合って金融機関からの資金を借りる際の恐らく利率が変わるはずなのです。先ほど何か特定行政庁の中で、資金計画とか立地とかも見ているという審査の対象になっているということを言ったのですけれども、それが例えばこの資金計画というのも、やっぱり借入額というのもまた変わってくるはずなので、その辺の審査の対象というのはどういうふうになっていくのですか。審査をどのようにしていくのか。今まででは、資金計画とか立地というのは見ていなかったところだったけれども、これからは今後は見ていくことになるということを言ったので、ちょっとそこの部分がつながらないというか、分からなくなつてます。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 今、マンションとかそういうものについて、最初に係る資金計画ということではないのかなと思うのです。今回、お配りしたものの中の6ページに保全計画というものがございます。その保全計画に係るお金というか、何年ごとに配管を修繕しますよとか、そういう計画をここの中で考えていく。この計画に係る金額が妥当なのかどうなのかというところを審査するのかなというふうに考えているのですけれども、当初、先に建てる建物については、例えばローンの金利の引下げがあったり、そういう部分は、これはもう金融機関の話で、行政が関わってくるのはここかというふうに思っております。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 これ手数料の一部を改正する条例についてなのですが、この資料の中から、改正項目の4番のポイントのところで、災害配慮基準の設定とあるのですけれども、要するに豪雨災害に対応とか書かれているのですけれども、ここら辺はちょっと、どのようにどう改正というのか、説明してもらってよろしいですか。

○宮城克 委員長 指導係長。

○建築課指導係長 災害配慮基準の設定ということなのですが、従前はなくて、今回の改正で入ってきたやつですけれども、国のはうとしては、災害、レッドゾーンと言われる、崖が崩れたりとか地滑り、この土砂災害特別警戒区域というところを規定したものに関しては、こういった認定制度の活用ができない、こうい

った危ないところに建てるというのは、そういった建物を認定したら駄目でしょうという考え方なのです。なので、それについては、我々としても認定の申請、評価機関のほうで多分はねられるとは思うのですが、出てきた際に、行政庁として認定はできませんよというスタンスを取りましょうという部分があります。手数料には関わってこないのですけれども、ただ中長期的にこういった安全な建物を立地させるためにも、レッドゾーンにある建物については認定しないということでございます。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 今、長期優良住宅については、主に耐震ということで、地震に関して規制をかけていた。だけれども、最近国の中でゲリラ豪雨とかいろんな災害で、土砂災害とかどんどん多発しているところがありまして、その土砂災害が起こり得るところについては、土砂災害特別警戒区域というような名称で、この区域はそういう区域ですよ、だからこういう区域については長期優良住宅についてはそぐわないですよ、だから除外しましょうというイメージです。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 これは、今、長期ですが、建築基準法の中では、それは認められるのですか、これは。その場合、優良住宅ではないというところでは。

○宮城克 委員長 指導係長。

○建築課指導係長 建築基準法のほうでは、そういった災害区域とかに関して、構造的に耐え得るものであれば許容はされているのです、基準としては。ただ、そういった区域に、長期優良としては認定はできません。建築基準法上ではできないということで、建築基準法の中ではやはりそういった災害にも耐え得るような何かしら構造であったりとか、そういった施しをすれば建てるのはできる。ただ、認定ができないというところです。以上です。

○宮城司 委員 盛土とかあるではないですか。最近、盛土も何か改正して、これと関係してくるのですか。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 盛土に関しては、建築基準法云々ではなくて、違法なものは違法とか、そういったところで土砂に水含んだら決壊していくというところがありますので、そういったところに建物を造っていくと、ほぼしないではあるのですけれども、その末端の部分とかそこら辺については、国のはうがこの土砂災害に捉えて規制をかけていかないといけない部分だと考えております。建築基準法については、ここが盛土だから云々ではなくて、災害区域とかそういったものに設定されたところに関しては、手当てをするというか、チェックをすることはできるのですけれども、不法な盛土とかそういったところは、災害区域になっていなければ、もうそのままになる可能性はあるかなとは思います。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。資料の、主立ったこの改正項目の①から④というところだと思うのですけれども、これを御理解いただければ、後で採決する基準になるのかなと思うので。

尽きたような感じなのですが、進めてもよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 では、審査中の議案第26号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午前10時33分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午前10時36分)

---

#### 【議題】

議案第24号 宜野湾市学習等供用施設及びコミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第28号 新城地区学習等供用施設の指定管理者の指定について

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第24号 宜野湾市学習等供用施設及びコミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第28号 新城地区学習等供用施設の指定管理者の指定について、以上2件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本2件については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午前10時37分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午前10時40分)

---

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 今回、新城地区学習等供用施設ということなのですが、宜野湾市のこの条例、学習等供用施設及びコミュニティ供用施設の設置とあるのですけれども、例えば長田地区はコミュニティ供用施設、ほとんどの地区は学習等供用施設とあるのですけれども、この何が違うのかというのをお伺いします。

○宮城克 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 宮城司委員の御質疑の学習等供用施設とコミュニティ供用施設の違いにつきましては、簡潔に言いますと、防音機能を備えているかどうかの違いがございまして、学習等供用施設は防音機能を備えた施設となってございます。

あと、どちらの施設も地域住民の社会教育及びコミュニティ活動の育成に資するための施設として整理されるものでありますて、用途につきましては違いはございません。以上です。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 今回、新城地区は学習ということになっているのですが、ではこの新城地区は、いわゆる防

音機能を備えてやらないといけなかったというところで理解してよろしいですか。

○宮城克 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 そのとおりでございます。

○宮城克 委員長 せつかくなので、防衛補助の内容、新城と長田との違いで言えば分かるのではないかなど、ついでに重ねてそれも説明いただけますか。市民経済部次長。

○市民経済部次長 どちらの施設も、今回の新城も長田コミュニティ供用施設も防衛補助を活用した施設になってございまして、細かい防音数値が今把握していないのですけれども、この防音数値によって防音対象施設、そうではない施設という違いがございます。あとは、それに伴って当然新城のほうは防音設備に対する補助とかも適用になってございます。その違いです。

あと、根拠法につきましては、防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律ということで、一応どちらも第8条の民生安定事業になってございます。学習等供用施設が民生安定事業の中の防音助成対象事業で、コミュニティ供用施設が一般助成対象事業になってございます。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 では、ちょっとこれにそぐっているのかどうかあれなのですけれども、今、大体の、伊佐から始まって新城までの長田以外の地域は、ほとんどこの騒音があるということでは、そういう学習等になっていると思うのですけれども、例えば防音工事とか、宜野湾市全域、全域というか、ほとんどの地域がそういう地域になっていると理解してよろしいのですか。長田以外というか。

○宮城克 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑の件につきましては、おおむねその対象にはなっているのですけれども、やはり場所によっては対象ではないところもあるので、全域とまではなっていないと思います。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 これで終わります。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午前10時45分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午前10時47分)

---

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 この指定管理、学習等供用施設を建設して、指定管理、指定するわけなのですけれども、昨日のマリン支援センターのでも議論になったのですけれども、要はこの建物の耐用年数で、要するに用途はそのまま続けていいのかといけないのか、なので、新城地区学習等供用施設の耐用年数が何年というふうに定められて、その用途、さっき言っていた社会教育だったりコミュニティーという部分が用途だということで、そういうことだと思うのですけれども、それ年数ってどれぐらいなのかというのが定められているのでしょうか。

○宮城克 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 又吉委員の御質疑の耐用年数につきましては、ちょっと確認をしないと、定義がある、防衛局から示されているのかどうかというのがちょっとはつきりしないのですけれども、昨日のマリン支援

センターであったように、コンクリート造りの施設については47年ということは聞いたりはしているのですが、防衛局から何年なんていう示されたものは、ちょっと確認しないと、申し訳ないです。

○又吉亮 委員 委員長、休憩お願いしていいですか。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午前10時49分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午前10時52分)

---

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 今、この学習等供用施設というのは、市の建物で、この指定管理を新城区自治会とか長田区自治会を指定管理者としているのですけれども、この供用施設も今言った時間がたってきましたら、例えばクーラーが壊れたりとか雨漏りがしたりとか、そういう問題も出てくると思うのですけれども、そういう場合には、費用というのはどのように、修理・修繕費用とか、どのようにやっているか、お願いします。

○宮城克 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 ただいまの宮城委員の御質疑の施設の修繕等につきましては、少額の30万円以下は自治会の負担で修繕をして、30万円以上につきましては、3分の2を市が補助をして、施設の修繕等を行ってもらっています。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 今的内容というのは、全ての指定管理に関して言えることなのですか。例えば要綱があって、全ての指定管理に対して今その基準でやっているのか。

○宮城克 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 学習等供用施設及び自治会公民館全体に対して同じ規則に基づいて対応しています。

○宮城司 委員 私が聞いているのは、学習等供用施設以外にも指定管理ってあるではないですか。

○市民経済部次長 別の……

○宮城司 委員 それと同じ内容なの。

○宮城克 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 別の公共施設については、それぞれで決めがたしかあって、幾ら未満、幾ら以上はとかというのは、それぞれで定められています。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午前10時55分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午前10時55分)

---

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、指定の期間についてなのですけれども、これは令和8年3月31日までとしているのですけれども、この先、新城区自治会以外が指定されることもあるのか、もしくは新城区自治会がそのまま令和8年4月1日以降も続ける場合というのは、また再度この指定管理として指定する検討をしているのかどうかというのをお聞かせください。

○宮城克 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 又吉委員の御質疑の指定管理期間と、あと期間後を明示するのかどうかとか、あと新城区自治会以外にも指定管理者として検討されるのかということで理解しますが、基本的に指定管理は5年間ということで、指針に基づいて5年間で指定管理を行ってもらっているのですが、学習等供用施設等につきましては、そういった地域に根差した自治会が地域コミュニティーの核ということの位置づけで市として考えておりますので、自治会以外に指定管理をさせるという考えは持っていません。ですので、各自治会を指定して管理していただくというふうに考えております。

まず、5年間を基本として、その都度その都度、5年間の更新といいますか、期間で指定をしていくという形ですので、今回は令和8年3月までということで、令和8年4月からは、あと残りの13施設も含めてまた一斉にスタートさせていくということで、今回4年間となりますけれども、令和9年度から全供用施設がまた一緒に、そのときは中原もおそらく含めて15施設一斉にまたスタートしていくというふうにしていきたいと考えておりますので、一応こういった期間になってございます。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、これ何年から、いつから何年何月まで指定管理として指定するというのは、最初のみですか、議案として上がってくるのは。その後の例えば新城で言ったら、令和8年4月1日からまた指定管理の指定ということで議案に上げられることはない。

○宮城克 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 令和8年3月31日で今回予定している期間は切れるので、令和8年4月1日からに向けて、また議会に議案を上程します。委員会付託は例年はなくて、本会議で。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 今の答弁の中で、指定管理されるところ、自治会ということで、自治会しか考えていないというようなニュアンスだったと思うのですけれども、今後は時代も変わってきて、例えば那覇市とか中央公民館的要素も増えるのですけれども、いわゆる大学というのかな、学識経験者とか、あるいは地域コミュニティーを研究しているあれが公民館を運営していくというケースというのですか、やって、それがまたこの地域に支持されて、活性化しているという事例なんかもあるのですけれども、そういうようなことはないということですか。

○宮城克 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 現状では自治会を地域の核となるコミュニティー団体ということで市としては考えがございますが、宮城委員の御質疑のこの別の団体というのは、当然社会状況の変化とか、あとは市民のニーズが高まったりする場合には、そういう検討もやっぱり必要になってくるのかなとは思いますが、現在のところは自治会を対象というふうには考えております。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 今、議案第28号の中の2番で、指定管理者となる団体ということで、団体名が新城区自治会ということで明記されているのですけれども、なぜそこ、新城区自治会に至った理由というか、なぜ新城区自治会なのかというところの説明をお願いします。

○宮城克 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 確認してもよろしいでしょうか。宮城司委員、手続の話になりますか。それともなぜ自治会を選んだのかと。

○宮城司 委員 選定理由。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午前11時04分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午前11時04分)

---

○宮城克 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 宮城委員の御質疑にお答えいたします。今回提案してございます新城区自治会ということですが、手続としましては、宜野湾市の指定管理者制度運用指針に基づいて指定管理者を選定してございますが、主に当該地域の住民が利用する公の施設を自治会等地域組織に管理させる合理的な理由があるということで、指針に基づいて公募は行わず、指定管理者を選定できることになってございます。

長年にわたって新城区自治会は新城地域において、そういった安心安全な地域づくり活動の実績がございますので、私たちは新城区自治会を公募なしに指定をして、今回提案している状況になります。

○宮城克 委員長 よろしいですか。

○宮城司 委員 理解しました。

○宮城克 委員長 尽きたような感じがするのですが、そのまま進めてもよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 では、進めさせていただきます。

審査中の本2件については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午前11時07分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午前11時30分)

---

### 【議題】

#### 陳情第79号 運転代行業者への事業継続緊急支援措置を求める陳情

○宮城克 委員長 次に、陳情第79号 運転代行業者への事業継続緊急支援措置を求める陳情を議題といたします。

お諮りいたします。陳情第79号については、当局より本市の取り組み方について参考意見を聴取いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、当局より参考意見を聴取した後に、委員の皆様からの質疑を許したいと思います。

では、説明のほうをいただきたいと思います。よろしくお願ひします。観光農水課長。

○観光農水課長 おはようございます。説明させていただきます。

紛らわしいのは、令和2年度、令和3年度におきまして、宿泊業等支援事業というのを実施しております。その中で市内観光事業者への助成を行っておりますが、そのうち市内運転代行業者に対しても法人事業者20万円、個人事業者10万円の支援を3回行っております。第一弾、令和2年の6月から8月に募集しまして、市内34事業所に交付金として340万円、第二弾として、令和3年2月から3月で42業者に430万円、第三弾としまして、令和3年7月から8月の43事業者に対して440万円、累計でいきますと119事業者に交付金の合計でいくと1,210万円の宿泊業等支援事業で行っております。以上です。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午前11時32分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午前11時37分)

---

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 もし知つていればいいのですが、今回この運転代行ビジネス協会からの陳情なのですが、これも、これは宜野湾市だけでなく他市にも出されたのかどうかは知っていますでしょうか。

○宮城克 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 御質疑にお答えします。この県の運転代行ビジネス協会さんにこの書面が届いた後、連絡をしまして、2月中旬に対応を確認しています。一応回答としては、県内の市町村の議長と市町村長宛てに陳情書を提出したというところで、今沖縄県に対しても出しているというところでございました。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 ありがとうございます。先ほど宜野湾市では運転代行業も合わせてこの支援を3回していたというふうに伺ったのですが、他市の状況とかは分かりますでしょうか。

○宮城克 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 御質疑にお答えします。こちらのほうも我々もちょっとリサーチをかけたところ、那覇市で那覇市自動車運転代行の支援事業給付金をやっていて、あと糸満市と豊見城市で予算化をしたというところを伺っております。3市です。那覇市と糸満市と豊見城市。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 那覇市はもう既に執行している。豊見城市と糸満市は予算化をしてこれからという認識でよろしいですか。

○宮城克 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 那覇市は令和3年8月に事業を実施しているところです。糸満市と豊見城市については、口頭で予算化、この運転代行ビジネス協会のほうから予算化をしたということを伺っていますが、実際事業執行の状況まで確認していませんので、今後ちょっと確認して答弁したいと思います。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 県内では、私の認識だと宜野湾市が一番支援を手厚くしているという認識で合っていますでしょうか。

○宮城克 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 御質疑にお答えします。我々のほうがこの3回支援しているところ、ビジネス協会さんからも感謝の言葉をいただいているので、宜野湾市のはうは突出して事業はやっているのかなと思います。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 最後ですけれども、直接聞かれたということで、いわゆる3回やっていますけれども、この陳情を宜野湾市にも出されているというのは、もし分かれば、県内全域に出したから一緒に出したとか、それとも4回目もしてくださいということになるのか、どういう、何か聞いていますでしょうか。

○宮城克 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 この陳情書にもございましたが、やっぱりまん延防止と緊急事態宣言の影響で、利用者が結局戻ってきていないというのが実情でございます。3回支援はしましたが、やっぱり追加の支援も市内の運転代行事業者も含めて県内全てに陳情書が送らせていただいているというところなので、できればというところでお声はありました。以上です。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 4回目は、実際のところ考えていらっしゃいますか。それともまだ検討というか、どうなのでしょうか。

○宮城克 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 御質疑にお答えします。やっぱり我々のほうもコロナの臨時交付金の額もそうなのですが、国とか県の今支援策をちょっと様子を見ている段階でありますて、あとまた経済状況も含め、あと本市の財政状況等もありますので、そこを踏まえて効果の施策を今検討していっているところです。すぐできるできないというところではない、今検討中です。

○真喜志晃一 委員 了解です。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午前11時42分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午前11時44分)

---

○宮城克 委員長 ほかに御質疑ないでしょうか。宮城司委員。

○宮城司 委員 今、那霸市、糸満市、豊見城市、今1,210万円、3回、119事業者というのは、これは今運転代行のみの話ですか。それとも、さっきの全部の中のくくりなのですか。

○宮城克 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 宮城委員の御質疑にお答えします。こちらのはうは運転代行事業者の延べの事業者です。3回で119事業者で、もう少し細かいことを言いますと、市内に運転代行の登録のある事業者が65おります。そのうち実態不明、もう既にコロナの影響もあって、こちらが支援金のアプローチをかけたのですけれども、携帯取らないとか、もしかしたら昼夜逆転している事業形態ですので、昼かけても寝ているとかというのもあるかもしれないのですけれども、そこでちょっと実態不明とかもう既に廃業とかというのが18ぐらいあります。なので、差引きで大体65から18を引いた45とか43~44事業者は連絡取れて、支援金を交付することができたのですけれども、登録自体は65です。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 では、今他市の……例えば業界が商工会の中に入つて、ほかのと一緒にやつていて見えないのか、本当に全然やつてないのかというところまで確認していますか。

○宮城克 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 運転代行事業者ですね。我々が支援金交付するときには、当然現場にも、お店のある住所に行つたり、携帯がつながる方は連絡先とかが分かるよと、こういった事業者も携帯も含めてできるだけ連絡取れるようにして調査をしています。その中でもう連絡先が不明とか、もうこれ以上連絡の手段がないというところ、実態不明とか落としているような状況です。

○宮城司 委員 僕が聞いているのは、他市は今糸満市と豊見城市と那覇市は確認できるわけですよね。ほかの沖縄市とか確認できていないという話なのですが、例えば商工会の中でそれはやられているとかというのに埋もれていないのかということをちょっと聞いています。

○宮城克 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 この他市の状況は、我々も運転代行ビジネス協会に直接連絡をして、運転代行ビジネス協会からの情報としてらつてますので、運転代行業者に各市から支援があつたら、その都度その内容を教えてもらつてたので、把握していると思います。

○宮城司 委員 分かりました。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○宮城克 委員長 では、進めてまいります。

審査中の陳情第79号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午前11時47分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午前11時57分)

---

#### 【議題】

議案第22号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

議案第24号 宜野湾市学習等供用施設及びコミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第26号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第28号 新城地区学習等供用施設の指定管理者の指定について

○宮城克 委員長 次に、継続審査となつております議案第22号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、議案第24号 宜野湾市学習等供用施設及びコミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第26号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について、議

案第28号 新城地区学習等供用施設の指定管理者の指定について、以上4件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本4件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第22号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第24号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第26号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第28号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

### 【議題】

議案第4号 令和3年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第7号 令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

議案第8号 令和3年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第11号 令和4年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算

議案第12号 令和4年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算

議案第15号 令和4年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算

議案第16号 令和4年度宜野湾市水道事業会計予算

議案第17号 令和4年度宜野湾市下水道事業会計予算

○宮城克 委員長 次に、継続審査となっております議案第4号 令和3年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第7号 令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）、議案第8号 令和3年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第11号 令和4年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算、議案第12号 令和4年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算、議案第15号 令和4年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算、議案第16号 令和4年度宜野湾市水道事業会計予算、議案第17号 令和4年度宜野湾市下水道事業会計予算、以上8件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本8件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第4号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第11号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第12号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第16号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第17号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。 (午後0時02分)

○宮城克 委員長 再開いたします。 (午後0時02分)

---

#### 【議題】

##### 議案第29号 字の区域の変更と町（丁目）の新設について

○宮城克 委員長 次に、継続審査となっております議案第29号 字の区域の変更と町（丁目）の新設についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第29号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午後0時02分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後0時03分）

---

#### 【議題】

請願第 6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願

請願第 11号 嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のP F A S汚染水の取水を止める請願

陳情第 9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情

陳情第 15号 公契約条例の制定を求める陳情

陳情第 31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情

陳情第 56号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情

陳情第 60号 トロピカルビーチの整備について

陳情第 61号 宜野湾市を中心とした交通網の整備について

陳情第 64号 ごみ箱と外灯の追加設置について

陳情第 66号 大山小裏・大謝名小周辺の細道について

陳情第 67号 犬のふんの放置改善について

陳情第 68号 ニトリ大山店から伊佐のKMマンションまでの街灯設置について

陳情第 69号 バス停への電子掲示板設置について

陳情第 70号 交通手段の増加・拡大について

陳情第 71号 森川公園内のバスケットコートとスケボーパーク設置について

陳情第 72号 ごみ箱設置について

陳情第 73号 城山団地内丁字路へのカーブミラー追加について

陳情第 74号 市道長田5号へのロードハンプ設置について

陳情第 75号 市道長田13号の全面改修について

陳情第 76号 市道長田1号全面改修について

陳情第 79号 運転代行業者への事業継続緊急支援措置を求める陳情

○宮城克 委員長 次に、継続審査となっております請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願、請願第11号 嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のP F A S汚染水の取水を止める請願、陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情、陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情、陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情、陳情第56号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情、陳情第60号 トロピカルビーチの整備について、陳情第61号 宜野湾市を中心とした交通網の整備について、陳情第64号 ごみ箱と外灯の追

加設置について、陳情第66号 大山小裏・大謝名小周辺の細道について、陳情第67号 犬のふんの放置改善について、陳情第68号 ニトリ大山店から伊佐のKMマンションまでの街灯設置について、陳情第69号 バス停への電子掲示板設置について、陳情第70号 交通手段の増加・拡大について、陳情第71号 森川公園内のバスケットコートとスケボーパーク設置について、陳情第72号 ごみ箱設置について、陳情第73号 城山団地内丁字路へのカーブミラー追加について、陳情第74号 市道長田5号へのロードハンプ設置について、陳情第75号 市道長田13号の全面改修について、陳情第76号 市道長田1号全面改修について、陳情第79号運転代行業者への事業継続緊急支援措置を求める陳情について、以上21件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本21件については、今定例会での結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午後0時10分)